

第六十三回国会 大蔵委員会 議録 第五号

昭和四十五年二月二十五日(水曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君

理事 上村千一郎君

理事 藤井 勝志君

理事 廣瀬 秀吉君

理事 奥田 敬和君

理事 木部 佳昭君

理事 佐伯 宗義君

理事 高橋清一郎君

理事 登坂重次郎君

理事 丹羽 久章君

理事 福田 繁芳君

理事 松本 十郎君

理事 阿部 助哉君

理事 堀 昌雄君

理事 八木 昇君

理事 伏木 和雄君

理事 竹本 孫一君

出席政府委員

内閣法制局第三部長 荒井 勇君

大蔵省主税局長 中川 一郎君

大蔵省主税局長 細見 卓君

大蔵省主税局長 吉國 二郎君

大蔵省主税局長 吉國 二郎君

大蔵省主税局長 吉國 二郎君

大蔵省主税局長 吉國 二郎君

大蔵省主税局長 吉國 二郎君

大蔵省主税局長 吉國 二郎君

大蔵省主税局長 吉國 二郎君

大蔵省主税局長 吉國 二郎君

大蔵省主税局長 吉國 二郎君

大蔵省主税局長 吉國 二郎君

大蔵省主税局長 吉國 二郎君

大蔵省主税局長 吉國 二郎君

大蔵省主税局長 吉國 二郎君

大蔵省主税局長 吉國 二郎君

大蔵省主税局長 吉國 二郎君

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国税通則法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

○毛利委員長 これより会議を開きます。

○堀委員 本論に入る前に、ちょっと、主税局長と、厚生省の医務局長の次長が入っておられるはずでありますから、どうも私はふしぎな行政があるという感じがしておることをひとつ最初に申し上げたいわけですが、

ちよつと最初に政務次官に伺いますけれども、大蔵省の行政というのは、やはり一つの国家的な要請がある場合には、そういう国家的要請に基づいて大蔵省の行政もあるべきだ、私はそう思うのですが、政務次官、どうですか。

○中川政府委員 それは当然であろうと思ひます。

○堀委員 そこで、最初に厚生省のほうに聞きますが、いま、御承知のように、医療行政の中で一番大きな問題は、看護婦が足りないということが、日常の医療行政で非常に重要な問題になっておるわけですが、これは、単に医師が不自由をするというだけではなくて、患者の側にとつても、きわめて医療上重要な問題になっているんですね。

そこで、ひとつ医務局のほうから、現在の看護婦の充足の状態といひますか、おそらく、本来必

要な看護婦数に対して、現在実際に働いておる看護婦というものの間にはギャップがあるのではないかと、こう思ふのですが、その点を最初にちよつとお答えをいただきたいと思ひます。

○北川説明員 ただいまお話しのごさいしました看護婦の問題は、確かに御指摘のとおり、現在の医療行政の中で、医療従事者の中でも特に重要な問題でございます。

近年、国民皆保険が達成をいたしまして、また、いろんな公費負担の制度が充足をしまして、まして、さらに医療施設が激増をしてくる、また、病床数が毎年大体四万ベッドくらいふえてまいるというような現状でございます。一方では、非常に医療が高度化してまいりまして、また、複雑な疾病がふえてまいりまして、また、そういうことから、勢い看護婦につきましても充足をはかつてまいりてきておりますけれども、やはりこういふ医療の実情になかなか追いつかないような現状でございます。かてて加えて、看護婦の特殊な勤務条件というようなものもございますので、そういう面も急速に改善をしましてまいらなければならぬという実情でございます。

こういふ需要面の要素に対しまして、堀先生も御承知のように、十年くらい前から、あるいは奨学金の貸与制度でございますとか、あるいはまた夜間の進修課程を設置する問題でございますとか、看護婦の拡充でございますとか、いろいろな施策をやつてまいりたわけでございますけれども、現在の段階におきましては、いま申し上げましたような実情で、どうしても需要に供給が追いつかない。四十三年末で、就業看護婦数は約二十六万六千人でございます。三十二年当時比に比べて約十万人近くふえておりますけれども、そういう状態でございまして、きわめて逼迫をいた

しております、現在におきましては相当多数の者が不足をしておる、こういった認識に私どもは立っております。

○堀委員 いまのお話しのように、これはもう政務次官も、看護婦が不足しているというところは、あなた常識で御存じでしょう。それで、その看護婦を教育するために、たとえば国立大学の大学付属病院のようなところでは、これは文部省所管のワケの中であるから、高等看護学院のような正規のものがありますけれども、それだけではとても補充ができませんから、いま、御承知のように、全国的に医師会の方で、正規の届け出によつて正規の授業をし、実習をしながら看護婦を養成するといふことが行なわれておるわけです。これは実はいまの二十六万六千人を非常に大きくさえておるわけですが、

ところが、これは主税局長のほうなのか国税庁の通達なのか、ちよつとそこをどうつまびらかにしてないけれども、要するに勤務学生免除といふのがあつて、その勤務学生免除というのは、ここではこういう規定が設けられているのですね。「勤務学生とは、次の①から④までのすべての要件に該当する人をいいます。① 次のいずれかに該当すること。イ、学校教育法第一条に規定する学校の学生、生徒または児童であること。ロ、国、地方公共団体または私立学校法第三条に規定する学校法人もしくは同法第六十四条第四項の規定により設立された法人の設置した学校教育法第八十三条第一項に規定する各種学校の生徒で一定の課程を履修するものであること。② 自己の勤務に基づく事業所得、給与所得、退職所得または雑所得(以下、「給与所得等」といいます。)があること。③ 給与所得等以外の所得の金額の合計額が十万円以下であること。④ 合計所得金額が二十六万円以下であること。」こういうことが

二月二十五日

空港整備特別会計法案(内閣提出第三二二号)

第一類第五号 大蔵委員会議録第五号 昭和四十五年二月二十五日

規定されているわけなんです。そのために、たとえばN文化服装学院というように、花嫁学校式の諸種学校、それは文部大臣が証明をすれば、花嫁学校へ行っている者あるいは洋裁学校へ行っている者は勤労学生控除が認められる。しかし、正規に国の要請に基づいて看護婦養成を行なっているいまの看護学院といいますが、これに對しては現在勤労学生控除を認めないというのがいまの大蔵省の見解だ、こういうことになっているのです。

これは、ここでお聞きの方皆さん、だれが聞いたって、看護婦が正規に働きのながら、病院、診療所に従事して給与を得ながら、昼間その医師会にある教育機関に行つて教育を受け、実習を受け、ですから明らかに勤労学生なんです。勤労学生でありながら、今日までこれが放置をされてきておる。片方は洋裁学校へ行っているような人です。言ふなれば、オソライズされている点ではあるに、実はいまの国家的要請ならば、洋裁学校も必要でしょう。しかし、さらに必要なのは、私は看護婦養成だと思つてゐる。その看護婦養成に對して、なぜ一体勤労学生控除を認めていないのか。これは全く自分で気づかなかつたのだけれども、最近この話を聞いて、大蔵省というのはいかに常識的な役所で、筋が通つたことをやっているところだと思つて、まさかこんなことが今日まで放置されているなんて夢にも思わなかつたので、これは最初にもっと取り上げて、こつしとの申告に間に合うかどうかからぬけれども、この問題については、勤労学生控除として当然——その看護学院といふのは、果がその設立を認め監督をしているわけですから、任意にやっていると云ふわけじゃないのです。ちゃんと県の指導下に行なわれているわけですから、この問題については、直ちにひとつ看護学院に行つておる人たちの勤労学生控除を認めるというのを、これは主税局がきめるのか国税庁がきめるのかわからないけれども、大蔵省として善処してもらいたい。これはきわめて常識的な提案なんです、ひ

とつその点について政務次官の見解をお聞きしたい。——いや、これは政治的見解が先だよ。技術的なのはあとから聞くから……。

○細見政府委員 政務次官もいま国家公務員でございまして、法律に拘束されるので、いまのお話は、いづれも法律にかかっていることとございまして、私から法律がどうなっているかをまず申し上げておきます。

所得税法の定義を書いておきます第二条に、勤労学生といふのはどういふものをさすかといふのがありまして、いま堀先生が読み上げられました。学校教育法とか、国、地方公共団体あるいは私立学校の規定により設立された云々といふのが、勤労学生の通つておる学校として法律的に指定されておるわけとございまして。したがうして、私も、勤労学生が勤労しながら勉強をされること、そのこと自体についてどういふという学校の価値判断を大蔵当局がすることは適當でないで、この問題は、いままでの過程でたびたび出てまいつております。いま、私立学校につきまして、準学校法人といふのもできておるわけですが、そういうものもあるわけですから、監督ができて、そして教育内容が充実できるように、文部省と厚生省でよく話し合ひになって、学校として、その看護婦さんたちが勤労学生控除の対象になるようにひとつ両者で話し合つていただきたい。聞くところによりまして、学校教育法も改正になるやうに聞いておりますので、そういうようなときに解決を見るのではないかと、そういうことで、これは処理したわけとございまして。

○堀委員 あなたのところちょっとずるいよ、それは。学校教育法で逃げなくても、一項目書けいれは。要するに、地方公共団体が設立を認可した看護婦養成の機関と。地方公共団体が認可をしていなければ、そんなもの成り立たないんだから、オソライズされているんだから、それを一項そこに書き足しさえすれば、何も学校法人にこだわることはないんですが、どうですか、政務次

官、今度の所得税法の中で——これは野党の皆さん、与党を含めて、ちょっと申し上げたいんだけど、所得税法改正の中で、いまのはひとつ議員提案による修正をしてもいいのですよ。看護婦については、いまほんとうに必要なんで、国家的要請に応じておるのに、それをただ、文部省と厚生省のなわ張り争ひの結果、学校教育法が改正されなければ大蔵省は知りませんんで、そんな政治的配慮のないことを大蔵省がやつていたのでは、これは困ると私は思うのだ。どうです、ひとつ大蔵委員会の皆さん、与党を含めて、ぜひひとつ……(丹羽(久)委員「理事一任だ」と呼ぶ)

では、これはぜひひとつ、次の所得税法改正の際に、議員修正として、全議員の皆さんの了解を得て提案することにしたしませう。

それではひとつ本論に入ります。厚生省、けっこうです。御苦労さまでした。

実は私、昨日、資料にいただいた「不服申立ておよび訴訟の件数について」という資料を見まして、二つの資料要求をしたのですけれども、その一つの中で、更正と異議申し立ての關係はどうですかといふことについての資料要求をしたら、長官は、更正のほうはすぐできますというお話でしたから、本日配付されるのかと思つたら、本日配付をされたのは、直税、間税、徴収という所管別、きのうのものを組み直したもののだけが実は出されておるわけです。そこで、きょうは、最初にこの資料問題に關して少し論議をさせてもらいたいと思つたのです。

実は先回の国会で、亀徳国税庁長官が述べられておることの中に、所得税の更正は三・四％にすぎません、こういうふうに出言しておる部分があるわけですが、一体この三・四％の更正率というのは何年の更正率であつたのか。その年のその対象人員は幾らで、更正された人数は一体幾らであつたかをちょっと最初に答えていただきたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 三・四％と申しましたの

は、四十一年の数字を申し上げるようでございます。それで、これは減額更正を含んでおりますので、三・四％というのは、減額更正をのけますと若干減ると思ひます。

○堀委員 私の質問したことに答えてください。

○吉國(二)政府委員 更正決定十一万一千件、納税者数は二百九十九万二千件という数字になつております。

○堀委員 数が合わないですね。二百九十九万二千件に三・四％を掛けたら一体十一万一千になり

ますか。

○吉國(二)政府委員 失礼いたしました。四十一年の納税者数は合計で三百二十四万という数字でございます。

それから、ちょっと申し上げたいと思ひますが、きょう提出いたしました資料は、きのう堀先生から二つ要求がございまして、一つは階級別の更正決定に應ずる人員、この点は私非常にむづかしいと申し上げましたが、審査請求だけではないとお話したので、いま手配をいたしておりました。

もう一つは、直、間、徴収別に分けて発生件数と一緒に出せというお話でございましたので、これは急遽きうつくりました資料でございます。ただ、ちょっと申し上げておきたいのは、処分件数と発生件数のところに二本線が引いてございまして、これは、御承知のとおり、処分件数はその年度における処分件数でございます。発生件数もその年度における発生件数。それに対して、処理済み件数と申しますのは、その年度における処理済み件数でございますので、それぞれ実はずれております。それで二本線を引かしていただきました。

それから、総体の件数がやや多くなつておりますのは、従来申し上げておりました数字は、先ほど来申し上げるやうに、減額更正を推定して引いた数字でございます。これは総体を入れておりますので、その他源泉税等の件数が入つておりますので大きくなつております。忠実に出したつ

もりでございます。

○堀委員 いまのでけつこうです。そこで、これは四十一年ですから、できるだけ新しいところ、四十二年はいまの三百二十四万人に見合うのは一体何人なのか、三・四％に見合う率は幾らなのか、十一万一千人に見合う人数は幾らなのか、四十二年についてひとつお答えをいただきたいのです。

○吉國(二)政府委員 四十二年は三百六十九万件でございます。それに見合う更正決定件数が八万七千七百七十五件、したがって、二・四％というところでございます。

○堀委員 それはまああなたのおっしゃったように、要するに減額更正を含んでおるわけですね。そうすると、減額更正を除いたの中における増額更正というのは一体幾らになりますか。

○吉國(二)政府委員 四十二年で申し上げますと、六万五千二百二件でございます。

○堀委員 亀徳さんは、昨年の六月十日に、もう一つ実はデータを報告しておられるわけですね。それは営業、庶業所得者については、白色申告で百三十一万人の対象者に対して一・四％、一万九千人の更正決定をいたしました、こういう実は答弁を国会の中でしておられる。

そこで、ちょっとこの問題について少し伺いたいのですけれども、この申告所得税というものは、営業と庶業があれば、残りは農業とその他所得ということに大体なるのじゃないだろうか。そうすると、この場合、四十一年の営業、庶業のほうのものはここで言うておられるわけですが、これを四十二年に持ってきたら一体営業、庶業のほうの更正は幾らなのか、農業所得の更正は幾らなのか、その他所得では一体更正は幾らなのか、これをちょっとお答えをいただきたいのです。

○吉國(二)政府委員 御承知のように、営業、庶業、その他、それぞれあわせて所有しているものもござります。そういう関係で、最近では営業、庶業、農業所得別の更正というのとはらずに、総件数をとっておりますので、古い数字はわかるの

であります、最近の数字は……。

○堀委員 しかし、四十一年をあなた出しておりますよ、亀徳さんは。六月十日の大蔵委員会、広瀬君の質問に答えて、いま私が言った数を答えておる、四十一年の。

○吉國(二)政府委員 私のほうの公式の数字は、実は手元ないのでございます。おそらく非公式の資料を……。

○堀委員 しかし、非公式なものを委員会と言うかい、大蔵省。

○吉國(二)政府委員 だと思います。

○堀委員 よく、ゆっくり資料を見なさいよ、ひとつ。

○吉國(二)政府委員 非公式の資料というのは、直税部長会議等で各局から申し出た資料を集計したものが実はあるのをごいいますが、それを申しただのたと思います。それによって一万九千件という数字が出ております。

○堀委員 それなら非公式でも——非公式かどうか知りませんが、亀徳さんがそう答えておるのですよ。要するに、百三十一万人に対して更正率が一・四％で一万九千人が更正決定になっておりましてというのを六月十日の委員会でご答えておる。そこで、それならいまの四十二年の増額更正というのは六万五千二百二件ある。私は四十一年と四十二年、そんな差はないと思うのですよ。多少差があっても、ラウンドの差になるようなことはないはずだから。だから四十二年の、あなたのほうの非公式でもいいけれども、これは一体どうなっておるのですか。いまの四十一年の亀徳さんの見合ひの。

○吉國(二)政府委員 その非公式資料によりまして一万四千件でございます。

○堀委員 そうすると、さっきあなたは増額更正六万五千二百二件あると言ったが、これに減額更正を加えたらもっと大きいわけですね。さっきあなたが言ったのは八万七千七百七十五と言ったのだから、これは減額更正を除いた増額更正が六万五千二百二件、それと営業、庶業が一万四千件しかないの

だ。これの差額は一体何ですか。さっき言ったように、農業やその他所得に何万もの更正が行なわれているはずがないし、一体これはどういうことになっておるのか、そのところをちょっと説明してもらいたい。

○吉國(二)政府委員 御承知のように、不動産所得、それから譲渡所得がござります。譲渡所得の更正件数は相当の数のばつております。御承知のとおり、譲渡所得は一時的なものでござりますので、申告がないというものも相当ござります。これを積極的に調べて更正をする、あるいは決定をするということになっておりますので、たとえば東京都のごときはその所得の更正というものが一番多いということになっております。

○堀委員 では、もう一つちょっと伺いたいのですけれども、いま私は申告所得税についての議論をしているわけですね。申告所得税については、四十二年分では二万七千五百件、実は不服審査というか、異議申し立てが行なわれておるわけですね。私はいまの不動産がどれだけあったかわからないと思うけれども、申告所得税についての二万七千五百という数、いまの六万五千二百二件と一万四千件と、こういう形に並んでいるわけですね。更正のあり方というのは、並んでいるわけだけれども、二万件異議を申し立ててきているというの、それは六万に對して見たとしても三分の一ですね。三件更正すれば一件は異議申し立てをしておるといことが一つある。そうして三分の一が異議申し立てをした中で、今度は全部または一部の取り消し件数というのが一万件実はある。そうすると、このあれを少し聞きたいのですけれども、いまの異議申し立てをした二万件のそういう内訳ですね。私は営業、庶業が一番多いんじゃないか、こう思っていたんだけれども、不動産所得、譲渡税の問題があるというんなら、その二万件の中の、要するにそういう営業、庶業、農業というふうな分類に基づくところの異議申し立てのシェアというのは一体どういうことになっておるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○吉國(二)政府委員 その点は、一つ申せますことは、その二万件の中に源泉の異議申し立ても入っておるということが一つござります。それから営業、庶業所得別の異議申し立て件数というのの調べはございせん。御承知のとおり、異議申し立てをする場合、所得金額全体についてやっておりますから、他の所得を含んで一緒にやるわけでございます。したがって、いわゆるその異議申し立てが何の所得についてであるかということ、実際問題として分けられない場合が多いものでございます。内訳はとっておりません。

○堀委員 実は私はなぜここでいろいろこたわっているかといいますと、結局租税審判所の問題というのは最後の問題だと思っております。一番大事なのは入り口の話です。要するに現在では税金の処理をする場合に、できるだけ青色申告が奨励をされて帳簿がきちんとつけられることが、本来申告納税のたてまえですから、国民はできるだけそうやってもらいたいと思うし、皆さんも努力をされたんだんと青色申告がふえてきていると思えますけれども、しかしまだ依然としてかなり白色申告者が多いということが現実の姿だろうと思えます。そうすると白色申告というものの對する更正決定のあり方というのが、私は実はこの二万件の中の一番大きなウェイトを占めているのじゃないだろうかという気がするわけです。それはいまあなたのおっしゃった源泉の所得の問題もあるかもしれないし、あるいは不動産所得の問題もあるかもしれない。ところがこういうのは、言うなれば、それは確かにあるけれども、毎年毎年起こるわけじゃないと思うんです。人間は変わっていくわけですね。しかし白の申告においてはかなりなものが、かなり何回も反復されて行なわれておる可能性がある程度あるんじゃないか。ことし更新になったものは来年は更正がなくなる。ことし新たなものが更正を受けるというんじやなしに、更正を受ける人たちが——案外それはいまの調査率にも関係があるからだけれども、調査率はいま大体どのくらいですか。白色申告の営業、庶業でもい

いす。

○吉國(二)政府委員 調査率は、いわゆる高額者と申しまして、大体それを対象に調べておりますが、それについては白色では二五%くらいでございます。

○堀委員 高額者といったら幾らからですか。

○吉國(二)政府委員 所得見込み額百万円以上です。

○堀委員 いまのお話で二五%くらいというのと、高額者というのはいまより高額でもないですね、百万円以上というんだから。それからそのところは、二五%というのは四年に一回くらい当たることになるんじゃないかと、毎年じゃないかもしれないけれども、私は百三十一万人と言われた中で、高額者と高額者でないものと割合というのをちょっとあわせて聞いておきたいんじゃないかと、これはどのくらいですか。

○吉國(二)政府委員 これは年度によって変わると思いますが、全体で三割ないし三割五分。ただ一つ申し上げたいと思うのでございますけれども、あとで法人のお話があると思いますが、法人の更正決定割合というのは、実際は二〇%以上でございます。ということは、法人と個人では、個人の場合は申告指導を非常に強く表に出してございまして、青色申告者には事前の記帳指導を通じて正しい申告をさせる。また白色申告者については事前の接触というところによって申告指導する。さらに、御承知のとおり、三月になりますと全体で接触をして申告をさせるということをして、できるだけ申告で問題を片づけようとしておりますので、所得税と法人税とやり方がかなり違っております。これは一つは、法人は帳簿を具備しておりますし、本来記帳能力もあるということで、指導というよりも、かなり調査に力を入れる。個人の場合はまだむしろ指導が優先する事態であるというところで、全体から見ると非常に更正件数は少ないようでございますが、これは調査をしてないわけじゃなくて、調査をし、かつ指導をしているというところでございますので、その点だけ申し上げておきたいと思ひます。

ておきたいと思ひます。

○堀委員 そこで、いまのあなたのお話で高額が三分の一ぐらいというのと、三分の二というのは百万円以下の人ですね。言うなれば、いまはもう五人家族なら税金がかからないあれでしょう、たてまえとしては、課税金額としてみてみてもですね。その百万円はどういう百万円ですか。そのところを……。

○吉國(二)政府委員 御承知のとおり、事業所得のほうは、百万円というのは収入金額でございます。課税最低限は現在のところ七十数万でございます。白色者の場合は専従者控除がいわゆる完全給与制になっておりませんで、定額でございます。そういう関係で課税最低限が夫婦、子三人で七十万円だと思ひます。そういう関係もございましてかなり数がある。

○堀委員 けっこうなんですけれども、私が疑問に思ふのは、いまの百万円だけれども、白色専従控除は十四万ぐらい見るんじゃないの。年額でいま幾らぐらい見ているのかしら。

○吉國(二)政府委員 十五万円でございます。

○堀委員 そうすると、百万円から十五万円引いたら八十五万円ですね、大体専従者控除がとれていれば、それをとった残りが百万円ということですか。そうじゃないでしょうか。その点は収入額でしよう。

○吉國(二)政府委員 専従者控除全体の所得です。

○堀委員 そうですね。それなら専従者控除がある人は八十五万円ということになると、いまのあなたのお話の百三十万人の三分の二といえは、六割だから約八十八万人ぐらい百万円以下のものが依然として何か対象者になっているわけですね。それは数が少ないということがあるのか、よくわからないけれども、これは申告所得税、白の話ですね。だから、そうするとすいぶん零細な人一生懸命に更正をやったりいろいろやっているんだなという感じがちょっとただ聞いただけでは、何

だかすいぶん低額のものに対していろいろこまかい処置がされているような気がするのだけれども、その点、国税庁はどうですか。

○堀委員 計数をちょっと訂正しておいたほうがいいかと思ひますので、申し上げておきますと、事業所得者で、現行でまいりますと、配偶者に扶養親族が一人おつておそく事業専従者が出るのだからと思ひます。そういう世帯、つまり配偶者、扶養親族一人というところでありまして、現行ですと四十五万、それから改正いたしましても四十九万、約五十万というふうなことで、十五万足しましても六十五万の数字で、その辺の十万、二十万は非常に微妙な点のあるところだろうと思ひますので、訂正させていただきます。

○堀委員 要するに、私がいまこういうこまかいことを聞いていますのは、大体こういう低額所得者というのは実際的にいって記帳がほとんど無理なんじゃないですか。そうすると白になる。白になると、この前広瀬君がだいたいやったわけですね。例の標準率、効率問題というのをすいぶんやった。私は公表するという問題について何もきょう触れる意思はないのですけれども、一体これは皆さん、どうやってつくっているのかということをお聞きしたいのです。これはやはり一つの課税標準というものの実態をある程度集約したものとして出てきているんだらう、こういう感じがしますから……。

そこで、きょうは私、手元にお医者さんのやつがあるから、私もその業種はよくわからないから、専門的な医者のやつであなたのほうの見解を少し聞いておきたい。

最近、四十二年、四十三年、四十四年と、この三年間に、これは毎年科別にいろいろ変化はあるのですけれども、標準率というものが動いていますね。それは承知していますか。

○佐藤説明員 確かに年々変わっておりますが、事実でございます。

わってないものもあるんですね。変わっているものもあり、変わっていないものもあるというの、どういふことに基づくのですか。私は、各科がみんな変わるなら話はわかると思う。ところが――まず第一に、変わっているものと変わっていないものがあるが、あなたのほうでちょっとそれを答えてもらいたい。私のほうに資料があるけれども、そこのほうは正確だから……。

○佐藤説明員 特に最近の状況といたしましては、報酬、いわば収入でございますが、それが上がつておると思われるものにつきまして特に調べまして、それによりまして収入金額を調査いたしました。さらに経費面のはうは、いろいろ業種等の問題がございまして、それらの点につきましても調べました結果、差し引きの自由診療の所得というもののつきましているところを念をいたしまして、それによつて一応、先生御承知のとおりでございますけれども、標準率と申しますのは、私ども、いわば推計の一つの目安というところで推計しなければならぬ、帳簿がない、そういう記録がない場合の推計の目安として使つておるわけでございますから、その点で、そういう状況が変化しておると思われるものにつきまして調査をしまして、そこで変化が起つておるといふことでございいます。

○堀委員 もちろん、あなたのおっしゃるやうに何か調査されたんでしようけれども、私、ちょっと簡単にここで読み上げますと、内科の場合は四十二年が六五%、四十三年が六六%、四十四年六六・七%、これは毎年変わっているけれども、そういう変わり方はあつていいだろうと思ふのです。そつちもそこまで詳しくないでしょう。ところが耳鼻科は四十二年六七%、四十三年六七%、横ばいだった。四十四年になつてとたんに七二・七%、こは五・七%はね上がつていっているんです。眼科も四十二年六七、四十三年六七、四十四年は七四・九%です。これは七・九%はね上がつておるのです。ところが、眼科とか耳鼻科というのは、御承知のように、薬はそう違うわけはな

○吉國(三)政府委員 仰せのとおり、統計というものが何ものかを語らなければ意味がないという

ことはよくわかります。実はそのために国税庁は非常にこまかい統計をとり過ぎまして、それで年第一線の手数が減つてまいらつて、実は削減してまいりました。多目的な統計に集約してまいりました。多目的というものは、結局先生の御指摘のように、一つの目的で見ようとするかどうかでも不十分という点が出てまいります。それは私もよくわかります。ただ統計自体が非常に手数がかる、内部事務を圧縮するということをいってあります。関係で、統計数を半分以上は減らしてまいりました。先ほど御指摘のように、常識的な、目的別に直ちに与ふるようなものは努力してとる。審査請求については努力してとります。そういうことで補つていくけれども、一般的な統計はどうしてもそういうことになるわけです。府県別の問題も確かに、先生のおっしゃる通りに要らないうちに御指摘がありましたように、局別の課税の水準が違ふという問題、都会と地方との問題、そういうものが出てまいりますと、やはり要るのでございます。そういう意味で、われわれ国税庁の手順が悪いという点は確かにあるかと思ひますが、できるだけそういう点では考へてまいりたいと思ひますが、かなり統計を減らしてきたことは事実でございます。また、いまそれを減らさざるを得ないような実情であることを御了察願ひたいと思ひます。

○堀委員　そこで、いま課税上の問題に二つの問題があると私は思うのです。要するに、所得の低い人たちのところに、実は案外まだ手がいついてゐるのではないだろうか。私は、所得の低いところは早晩は課税最低限等でカバーされる時期もくることだから、課税の中心はより高額の方向にもっとエネルギーをやるべきじゃないか。最近東京国税局がぼつぼつといふやうなやうのが新聞に出ていますが、これは私たいへんけつこうだと思つております。ともかくこれまで見のがされておつたやうな問題、残念ながらこの二十日の朝日では「脱税番付トップは外科医」とい

ことで、またお医者さんが出てゐる。これはたいへんどうもけしからぬことで、片一方で租税特別措置などというものがあつていろいろと批判のある中で、さらに脱税までしたのでは、納税者としては非常に問題があると思つてゐる。ですけれども、こういうやうな、「こまかい上手はばい」とかいふいろいろ書いてありますけれども、これ一つ見てもやはり増進所得が大きく出るわけです。だから、これからの税務行政というものは、あまり小さなものをほじくり回すのではなくて、やはり大きなところにかかりたいというミスがあるということが、実はこの間から例の勅使河原事件なり一連のあれで非常によくわかるし、「天声人語」なはずと読んでみても、国税庁は脱税を取り締まるための人数だけはひとつもつとふやしてしつかりやれよというところが書かれておるわけで、私も全くもつともだと思つてゐる。ですから、この点はあまりこまかいことを、標準率だ、効率だといつてやる前に、そこらのところは——もちろん課税をしなければならぬからある程度のこととはやむを得ないでしようけれども、そこへあまり課税をするやうな議論を立てては返つてくるやうなものにあまりエネルギーを使わないで、やはりもう少し大きな問題の方向にエネルギーを使うという形をぜひ全国的にとつてもらいたいと思ふ。いま東京は盛んに出てゐるけれども、よそはあまり出てゐないやうですが、国税庁長官、これはどうですか。全国的に大いに徴税のあり方を考へてもらつて、あまりこまかいところをほじくり回すのではなくて、やはり問題のありやうなところを精力的にやつて、そして脱税はペイしない——ちやうどわれわれ戦争が終わつたときに、戦争はペイしないといふことをアメリカ人が言つたけれども、やはり脱税はペイしないといふことを納税者にわからせるやうにすることが、国税庁としての非常に大きな任務ではないかと私は思ひますが、長官どうですか。

○吉田(二)政府委員　私も全く同感でございます。できるだけ調査は重点に集約するということがここ数年來続いております。私は東京国税局長時代からそれを常に言つております。もちろん、同時に私もどなたか言つておりました、よくいわれております、営業所得者が少額でも完全に捕縛をされるというところに対して、やはり申告指導というところは進めてまいりました。やはりそこに、小さいものは申告しなくていいという考へになつては困る。その面の指導はする。同時に、脱税の調査といふものはできるだけ大きなほうに集約をしていく。そのほうが、本来税率も違ひますし、当然大きな差違ひというところで、さつき申しましたやうに、所得税で申せば白色でも高額の者に調査を集中する。たとえば、何といつても営業者として一番大きいのは、小さいと申しまして法人でございます。法人調査には相当の人数を投入いたしました。現在はその所得税の総体の人数よりも法人税の総体の従事人員のほうが多い。従来は十対五くらいであつたと思ひますが、いまは逆に十対七くらいに比率にいたしました。法人については相当徹底した調査をやつております。東京局の調査の結果なども、法人税の調査が相当大きいと思ひます。私は、そういう点では漸次そういう方向をとつていく、その頂点は査察の調査であると思つております。査察の人員も、でき得れば他の事務等を差し繰りながらふやしていくという方向をとるべきではないか、かように思つております。

ただ、私どもとして一番大事なことは、納税者の皆さんが進んで正しい申告をするという気持ちを持つていただく方向にやはり税務行政は努力しなければならぬ。税務行政は、調査して脱税を摘発していけば済むではないと思ひます。納税義務者の正しい申告を出すという意欲、納税に対する知識、これをやはり普及するといふことが税務行政の大きな任務だと私は思つております。そういう指導面というものをあわせて、調査と指導が合致して初めて税務行政はほんとうの姿になる、かやうに考へておるわけでございまして、そういう意味では、調査の面では先生のおっしゃつたやうな方向を現在も相当強く打ち出してありますが、なお徹底していくべきだと考へております。

○堀委員　もう一つここで問題がありますのは、実は農業所得に関する問題なんです。農業所得というものはどうもあまり更正決定がないやうですね。これは、私どもの耳に入るのは、都市近郊あたりの農家というのはいろいろな面では非常に条件がいい。ところが農業所得についてはほんとうに更正がないといふやうに聞いているのです。が、一体どのくらいですか、最近の農業所得者に対する更正の状態は。

○吉田(二)政府委員　さつき申し上げましたやうに、非公式の資料というものは営業・農業だけをとりおいておるわけでございまして、農業のものはとっておりません。農業所得については、ほとんど更正決定はまだ進んでいないといふことでございします。ただ、農業所得の青色を出しているといふのは、いわゆる果樹とかそういう関係の業者でございします。これについては更正をいたしておりますが、大部分は白色でございまして、米作地帯がおも、米の場合は御承知の石数がわかり、価格がきまつておりますので、これは申告ではほとんど済んでしまふという状況でございします。

○堀委員　いま私が指摘したのも、確かにおっしゃるやうに米作の場合には収入が非常にばきりしますけれども、一番問題なのは、都市近郊の蔬菜やそういうものをやつておる人たちは非常に把握しにくいんじゃないかと思つてゐる。ここらはやはりある程度調査をしないと、ちやんとアンバランスになつてくるおそれもあるんじゃないかという感じがします。その点はひとつ考へてもらいたい。これは私、これから皆さんでやういふ脱税やなんかのないやうにしたいと思ひますけれども、これはなかなかむずかしいでしよう。しかし、それだからといって、人間をふやすといつても、人間をふやす方向には実は限界がある、こういうことになると思ふのです。

そこで、いまの税務行政だけで税金の問題を処理するといふよりも、より広い行政的な視野に立つての補完的な制度というか、たとえばいま

アメリカでは御承知のようにソシアルセキュリティー・ナンバーというものがあって、総合課税をやる場合にはこれで適切な処置ができる。あるいは預金についても、そういうソシアルセキュリティー・ナンバーを出せ、こうなれば、架空名義預金というものはなくなるという事です。ことしの架空名義預金については、五月ごろには大体そろそろようだから、国税庁から一ぺん報告を求めて処置したいと思っておりますが、いまから準備をしておいてください。私は、今後は単に税務行政の能力の範囲だけでやれない問題がかなり出てくるのではないかと考えておるわけですが、これらについての今後の展望ですね。たとえば外科医でも、初めから脱税でこうなるのでなくて、何らかのルールができて、自動車の事故については一貫番号の付された公給領収証みたいな何らかのものが設けられていて、それが必要だとなればその写し、控えは当然とられるべきものだから、それをもとに申告をしてくださいといえ、こういう脱税番付トップは外科医というようなことはなくなってくるのじゃないかと思うのです。そういう補完的なものがないから、ついわからぬだらうと思つてそういうことが行なわれるということになるので、そういうのはあるいは運輸省と連絡をするのか、自賠責の関係でやるのか何かは別として、要するに自動車事故によるものはどうせ救急が一番多いわけだし、これは御承知のように、加害者責任で健康保険が適用にならないわけですから、当然これは自費診療になるというたてまえのもです。そういう場合の一つの領収証をつくらせてフェアに申告をせよという。そういうことになると同時に、その場合にはさっき言ったように、あなたの方の標準率の問題がこへひつかかってくるわけですね。だから、標準率が高ければいいというだけでなく、実態に即応した標準率でないといふ、いまのような収入面を明らかにしなさいといふところで抵抗も出てくるわけだから、そこらについては合理的な制度を確立していくという事が、私は今後の税務行政の中で非常に重

要な課題になってくるのではないかとこのように思うのです。これは制度の問題だから、主税局長のほうでいまのソシアルセキュリティー・ナンバーの問題も含めてひとつ答弁してもらいたい。
○細見政府委員 私どももいたしまして、税の目的でということではなくて、なるべく世の中のいろいろな取引というものが公正に行なわれて、それが何らかの形で証拠になっておつて、税の調査のときも必要によつてそれが利用できるといふふうになるのが理想だと思つております。ただ、しかし、徴税の目的でそういうことをいろいろ考えておるのだということを申し上げます。そのことだけで反発を受けるのが実情でございます。むしろそのほかの面でも社会がだんだん合理化してまいりますれば、当然そういうような要請が出てまいります。それを側面から推進しながら、われわれのほうもそれに合わせてより合理的な税務行政がやれるような方向を考えたい、かように考えております。
○堀委員 いま私が言っているのは、御承知のように、いま納税人員の中で最も大きなものは給与所得者が占めているわけですね。これは源泉徴収を受けているわけですね。このところははっきりしているのだから、税の公平の原則からいって、その他のところから抜けがないようにすること、これが実は国民的課題になっているのじゃないかと思うのです。そうすると、私はいまの主税局長のかまへでは少し弱過ぎるような気がするわけですね。税務行政の一番中心になる公平な課税をするためには、税務行政以外の各省との連絡をとる中で、税務行政でそういう脱漏のないようなことにするといふことが税務行政の一つの大きな課題になつていくわけだから、そのことについてはあまり遠慮をしないでやるのが主税局長として当然なのじゃないでしょうか。いまあなたの答弁を聞いてみるとどうも少し控え目で、誤解を招かないほうにばかりいっているようにだけれども、私は、脱税なんかのことが穴があかされるためにはもっと勇敢にやれといふのが国民世論だと思つたのです。

が……。
○吉岡(二)政府委員 堀委員のおことは、私も非常にありがたいと思つてございします。実際問題として、遺憾ながら、資料提出を求めた場合になかなか応じてくれないというのが実情でございます。しかし、おっしゃるとおり、税務官庁がいかに努力しても、客観的な資料というのが隠蔽されてはなかなか真相がつかめない。そのために紛争が起る。紛争が起るから個別に資料を求めていくということになりますと、審査になり異議になる。私はやはり国民的に、納税を確実にするために、そういう風が起ることを防止しようといふことを非常に期待しているわけでございます。主税局長はその点で、われわれがそれを申し上げますとすぐ反対されてしまふということを申し上げます。政をバックアップするといふ形で出てくれば、私どもは税務行政の力も三倍になり四倍になると思つてございします。そういう意味では非常にありがたい御意見でございます。私はやはり憲法三十条の納税義務というものは、そういう意味では基本的義務であつて、それに対応するだけの資料を提供するということも当然入っている、こう考えらるべきものだと思うのでございします。将来そういう方向にいくように、私はここでぜひお願いしたい、かように考えております。
○堀委員 私はいま脱税のことを言つたのですけれども、もう一ぺんここで戻りますが、しかし、もう一つの面は、あなたの方のほうにかなりミス・テークがあるといふことが、現在提出されておる一連の資料でわかるわけですね。異議申し立てをやれば、全部が一部かはともかく、やはり申し立て者のほうに言い分があつた。そこが直つてこないといふ、実際問題としていまの問題がむずかしいわけですね。そうしてその審査請求をやれば、それについてまた幾らか戻るといふことは、それは制度としてはいいのです。いいのだけれども、実は審査請求にいかないように、異議申し立てで処理されれば一番いいわけですね。そ

うすれば審判所なんか要らなくなるわけです。しかしそれは制度として、人間のやることだからある程度はやむを得ないけれども、結局そこの中には、私がさっきから言うように、なぜ異議申し立てについて税務署の側がおりなければならなかったのか、そのところがこの資料では一つもわからぬですね。一体収入を過大に見たのか、経費を過小に見たのか、そこらのことはわれわれが見てもこの資料では何もわからない。私どもが過去の経験から見ても、局と税務署に非常に違いがある。それは、私どもの同僚の諸君が、その金額が多くなつて、税務署所管から局の調査課所管にかわる。そうすると、局の所管のほうはたいへんこまかく調べられるけれども、逆に、これは経費に教えてくれる。税務署所管では一般的にそんなことを言われたことはないと言つてすよ。ともかく取ればいいという方向で、経費は、こつちから出したものは認めるけれども、では残つていふこれは経費になるのですよというふうなことをやられたことはない、これは堀さん、やはり局といふところのほうは合理的ですねといふ話を実は私聞いておるわけですね。そうすると、これはやはり税務行政として考えなければいかぬ問題じゃないのか。局でできることが税務署ではできてないといふのが、私はいまの異議申し立ての中にかなり入つてきているんじゃないか、こう思うのです。だから、問題を整理しておかなければいけないのは、脱税はきちんとしなければいかぬわけですね。脱税はきちんとしなければいかぬけれども、また逆のほうの行き過ぎについてもきびしく反省をするといふ問題がないから、私はどうもいまさっきのような話になつてくると思うのだ。このところが区別がきちんとつてないと、私がエンカレッジした、ともかく前向きにやればいいのかといふことにはならないのです。やり方にはおのずから節度があるといふことがはつきりしてこない、非常に問題だ。ですから、私は少し時間がかかっているから――いまこの問題は

何も国税通則法の審判所に開通しているわけではないのです。実はいまの異議申し立て、審査請求という争訟の問題は、一番そこが税務行政の根本問題だ。

それでひとつそれについて、さっきから私が言っているように、もう少しさき資料を個々について皆さんのほうで少しくふやをしてもらいたい。そしてわれわれの委員会のほうに提出してもらいたい。一体、税務署へ出した異議申し立てが二万件あった。二万件全部をやらなくてもいいです。それはどこかの局二つぐらい、大阪と東京だけでもいいから、その中でなぜ異議申し立てが出たのか。それがいま一部を認めたのはどういう理由であったのか。全部を認めたのは税務署側にどういうところにミステイクがあったのか。推計で決定をした場合に、その推計のやり方はどこに問題があったのか。こういうものを何らかひとつ一覧表のような形の、ここに該当するといふような、もう少しこの問題がわれわれとして理解のしやすい、そしてそのことが皆さんの税務行政にあしたから役に立つことなんですから、——それを全体に示すこと自身は、こういうことにわりと異議申し立てのあった場合が多いのだ、そうするとここは気をつけておかなければいけないということになってくると思うので、私はやはり行政に役立つような資料を集めて、同時にわれわれにもそれを提出してもらい、税務署の職員にも提示をして、税務行政が根柢なく行なわれるようにしてもらいたい、こういうふうに思うのですけれども、どうでしょう。

○吉田(二)政府委員 御指摘のように、去年そういう御意見がありました。亀徳長官のとき以来、税務署では、異議申し立てが出た場合に責任者を求めて、まとめてそこで判断をして、その資料の担当者を集める。たとえば担当の副署長がきめるとか、あるいは総括課長がきめるとかいうことでやっておりますので、かなり税務署ではそういうふうにも、反省をしておると思います。それを何らかの形で集めてくるということは私も必要だ

と思います。時間的にすぐというわけにまいりませんが、将来の問題として努力してみたいと思います。

また、先ほど私、たいへん喜んで堀委員にお礼を申し上げましたが、それはおっしゃるとおり税務行政側の改善というものとあわせて、そういう資料提出義務というものがだんだんと形づけれられていくのがほんとうだと思えます。また資料提出義務がだんだんとはつきりしてまいりますと罪つくりも少なくなるので、先生のおっしゃるように、別に悪意で脱税していかなくても、わからないと思っているという——非常にそれはいけないのでございしますが、そういうことはあると思うのでございしますが、資料提出というものがだんだん常識化し、アメリカのようにしつかりと資料収集かつ集計がうまくできるという体制になりますと、意識的な脱税は別として、普通にいわれている若干の脱漏といったようなものはだんだんとなくなる。やはり車の両輪と申しますか、鶏と卵と申しますか、両々相まって税務行政もよくなるし、納税者の申告もよくなると思うのです。その点私どもも努力いたしますが、資料に関する一般の感觸といふものを国会中心で大いに進めていただければ、根本は私は申告が正しく行なわれるというところが目標であると思えますから、よろしくお願いを申し上げます。

○堀委員 本日は大体以上で終わりますが、私が資料要求をいたしております資料が提出されました時点までさらに質問を留保いたしまして、本日の質問を終ります。

○毛利委員 午後一時三十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時五十分開議

○毛利委員 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 国税通則法の一部改正案に関する諸問題について若干質問をいたします。

まず最初に、昨日資料要求をいたしました国税庁の定員、及び現員、長欠者、こういう問題に連を一つだけ聞いておきたいと思えます。

この資料によりますと、全体で定員が五万一千三百五人、現員は四万九千八百四人、欠員は千五百一人、長欠者が二百二十二人、こういうことになっておるわけでありまして、いわば九六・六%の充足率だ、こういう数字が出ておるわけであり

ます。まず、政務次官にお伺いしたいのであります。あなたは政治家として、こういう現状にあるということをお考えになっておるか、そのことについてお聞きしたい。

○吉田(二)政府委員 こういう事情になった理由と申しますものを若干申し上げておきます。政務次官にお答え願いたいと思えます。

御承知のとおり、現在税務機構の中に定員五万一千人を認められておりますが、御承知のとおり、普通二、三%の退職というものがこの職場でもあるわけで、したがって四月の初めに新しい職員を採用いたしまして、定員が一ぱいになりました。一年間に漸次退職者が出ます。現在

税務職員の採用が、原則として高校卒業生を試験制度——普通の公務員試験で採用いたしまして、税務大学校で一年間教育をいたします。それを翌

年第一線に配置をするというやり方をいたしております関係で、期中に随時必要な職員を得るといふことは、實際上困難であります。そのために、期末になってまいりますと、どうしても若干の穴があく。これが来年度の初めに一斉に埋まるという

ことを繰り返しております。その意味で、現在期末近くなっておりますために、相当な欠員が出てまいったわけであり

ます。ただ、特殊事情をいたしましては、税務の定員が急激に増大をいたしましたのは昭和二十二、三年ごろでございます。そのころに、その定員に見合うだけの新しい職員を採用いたしました

の職員が現在すでに二十年をこえる勤務年数に達しております。その数が非常に多いために、普通の官庁に比べて最近退職率がやや高くなっております。そのために千五百という欠員が出てまいりました。しかし、来年度は税務大学校から千四百名以上の新卒がござい

ます。その他若干ではございますが、上級、中級の試験で採用する者がござい

ますので、この欠員は年度当初においては解消するということになっているわけでございます。

○中川政府委員 いま国税庁長官から御説明申し上げましたような事情で、特殊な税務大学校の創設というようなことがあり、また時期がちょうど年度末に近いところから、こういった三・四%と若干高くなっておりますが、欠員を生じておるわけであり

ます。年度が変わりますれば充足をしておるわけで、税務に遺憾なからしめたいというふう

に思っております。御了承いただきたいと思います。

○広瀬(秀)委員 いろいろな事務的な事情で現在のところはこういう状態にある。しかし、年度が変わればきちん

と充足できるのだ、こういうお答えだと思えます。重ねてお伺いしたいことは、これは全体的な国税庁一本の姿でありますけれども、こういうものが地域的に非常にアンバランスもあるであろうという

ロー化が急速に進むというところなど、定員、実員の非常な開きというものもかなりあるといふことも、これは推測できるわけでありますが、そういう問題も非常に出ているというところを考へまして、おそく四月に新規採用の者などが入ってくるわけだろうと思ひますけれども、こういう特殊な約一割の欠員——長欠を含めまして、一部以上になるといふようなところに対しては、全部きちんとお答えになつたようなことがとれるのかどうか。そういう地域のアンバランスについてどうお考えになりますか。

○吉田(二)政府委員 東京局、大阪局は定員自体も多くありますし、さらに、実は都会署ほど退職者が多いというのが遺憾ながら実情であります。そのために、期中における減耗もこういう都会地に非常に多いことも事実であります。したがって、現在新規職員を配置する場合には、東京、大阪、名古屋に重点を置いておりました、たとえば九州で採用いたしました九州で教育した者も、七割は東京に置いて第一線に配置するというようなことをやらざるを得なくなつております。本年も東京には六百近くの新規職員を配置する予定でございます。したがって、東京も若干の欠員が残りますけれども、ほか欠員を充足することができると思つております。もちろん、その署内における配置は、現在の欠員量の高い署に優先配置いたします。新年度においてはほぼ全体がならされるという結果になると思ひます。ただ、御指摘のような資産税案件の多発と申しますか、そういうところ不足している部分につきましては、局長を適宜臨時配置をする、あるいは署間の臨時の応援ということで対処するように、期中においても局としては努力をいたしておる次第であります。

も年々増大をいたしておるわけでありまして。しかも急速な都市化現象、過密化、こういうようなものを通じて資産税関係などにおける税務の対象になる件数というものは飛躍的に増大しておると思ふのですが、その二つ、定員がいつきまつか、その定員がきまつか、あるいはもうあいに対象の納税人口がふえたか、あるいはその他資産税関係、これも納税人口でつくづくすけれども、そういう統計をとつたものがありますか。あればそれを数字で示していただきたいと思ひます。業務増大の傾向です。

○吉田(二)政府委員 定員は御承知のとおり年々増加いたしました若千ずつふえております。昭和三十年の定員は五万三千三百四十四名でございます。その後若干ずつふえてまいりまして、五万一千台になりましたのが四十年でございます。五万一千五百五十一人。それから昭和四十四年に増加がございまして、五万一千三百五十八人という数字になっております。この間に納税人員等の異動は、法人数は三十年から現在までに約二倍に、申告納税人員は、先ほどお答えをいたしましたように三十年から四十三年の間に約六割ばかりふえております。法人数が二〇二%。そういう点から申しますと、課税対象がふえたのに対して定員のふえ方は少ないといふことは言えると思ひますけれども、同時に、わが国におきましては、各分野で同じ問題が起きております。経済界におきましても生産量が三倍になるというふうな状況でございますし、関税、通関の物資も、御承知のように輸出入が三十年から考えますと数倍になっております。そういうことで、各分野で増大が起きておるにもかかわらず、人口はほとんど変わらないわけでございますから、そういう意味では、私どもは実は定員が十分だと思つて要求をいたしておりますけれども、実際のにはなかなかそれだけふえないという状況でございます。

それよりもっと大きな問題は、この増加している法人数その他は大体において都市局、大阪、東京、名古屋地区で起きております。相対的に地方局ではむしろ課税対象が減少しているという事実がございまして。しかも、定員の配置は、各局間で調整をいたしますと、実際に人員を動かさなければならぬといふことで困難でございます。それで、なかなか思い切つてふやせない。それでも東京局あたりは、この十年の間に定員を約三割ふやしました。その分は地方局を削つて持つてきておるわけでございます。その地方局から削つて持つてまいつただけの実員が、実は現員としては動かないものでございまして、先ほど御指摘になつたように、東京局では常に現員が不足ぎみでございまして。新規採用の職員を全国から東京に集めたとしてもなお足りないという状況でございます。私どもは、総定員ももとよりふやしていただきたいと思つておりますが、この東京局、大阪局の現員をいかにしてふやすか、それに非常に困難を感じておるわけでございます。

したがって、現在、あるいはお尋ねが將來あるかと思ひますけれども、国税庁では八年来、電算機による内部事務の処理といふことの研究を進めてまいつております。内部の機械作業に乗るものは、全部の地区にやる必要はございませんけれども、都市局管内においてはできるだけ電算機に切りかえまして、そこで定員の不足を補うという考え方をとつております。私どもは電算機を何と考へておられますか、追いつかない事務があつてもなおかつ足りないという感じではございませんけれども、少なくとも現員の不足は電算機の導入によつて相当カバーできるといふ見込みで、本年度あたりから、いままでも試験実施をしていたものを逐次実施に移していこう、かように考へております。

○広瀬(秀)委員 働く人が足りないといふことは、日本経済の異常なまでの高度成長といふ中で各方面どこでも同じ悩みをかかえておることであるが、製造工業やなんかの場合には、それぞれ工場のシステムもオートメーション化するし、いろいろな近代化、合理化というふうなものが機械的に処理される。しかし、国税庁のやっている仕事は何といつても事務的なことであるし、しかもそれは一人一人が一件一件について判断を加えるというふうなことで、機械的に、電算機を入れたといふことで事務処理の能率アップも、これは何ほどかは貢献するであらうけれども、どこまでそれができるのか。それに関連するいわゆるソフトウェア、ハードウェア、いろいろの問題点もあるし、そういうようなことを考えればやっぱり非常に足りないという現状、しかもその充足が非常に困難であるという現状、そういうものの中にいわゆる徴税行政に当たつては国税庁の職員が非常に労働強化になり、あるいはまた長欠などもほかの官庁よりも多いといふこと。かつては結核患者が非常に多いといふことも数字的にもよく証明されている。しかしこの面では、時代の推移とともに栄養の向上などの中である程度減少してきているといふようなところもあるけれども、それに代る新しい病気、高血圧であるとか、その他肝臓系統の障害であるとかノイローゼであるとか、そういう新しい精神病といふようなものもだいたい出てきているといふようなことで、そういう問題を考へますと、いま長官は、総体の定員問題を主体にして、特に不足している東京、大阪等に対する充足を重点的に考へたいといふことであります。今日の社会情勢の中で、税務に携わる職員の給与、待遇、それは単に金額で表示されたもの、ここにも問題が当然あるけれども、そればかりではない。労務管理におけるきびしい締めつけだとか、そういう精神的な問題、それから権力と納税者との間に非常に板ばさみになる精神的な苦痛といふようなものなどを考へれば非常に問題点が多いと思ふ。そういう点について、長官の気持は、一応表明されたのだけれども、そこらのところを、そういうものを含めて定員の充足、さらに定員を増加させる、そしてこの増大する徴税行政に対処する行き方、こういうものについて政務次官のこゝからの考え方を、どこまでおやりになるか、それらの決意を含めて、この際はつきり表明をして

いただきたいと思います。

○中川政府委員 広瀬委員の御指摘は、まことに
もつともだと私も思います。実は先般就任をいたし
まして、郷里であります北海道の国税局を見て
まいりました。御指摘のように事務量が多い。の
みならず、どちらかというときらわれる、あまり
好かれぬ職業でもあります。そういった精神的
な負担というものも非常に大きいということから
考えますならば、いま長官からお話がありました
ように、電算機の導入による事務の簡素化、能率
化ということについてまず最重点を尽くすべきで
あり、さらに定員につきましても、総定員法の関
係もあり、あるいはまた行政機構改革等を通じて
いま根本的な検討も一方ではなされております。
そういった時期をとらえて、御指摘の税務職員
の事務量の軽減について最善を尽くしてみたい
ものだ、このように思っております。

○広瀬(秀)委員　いまの答えをしつかり腹におさめて、税務職員が、特に最繁忙期のこの二月十六六日以後三月十五日までの確定申告受付という、この日は十五日が日曜日だから十六日になるわけですから、この間などというのは、もう昼めしを食べる時間すらほんとうにないくらいに状況でやつておる。しかもそういう中で職員が気持ちよく働くというためには、職員の気持ちというものを、それぞれ労働組合もあることですから、その人たちの提言あるいは要求、こういうようなものに対して十二分に聞く、こういうやはり非常に民主的な立場でのかまえというものが国税庁当局になくて、とにかく増大するものを、そういう職員を追いつ込むことだけで処理をするということにはもう無理があるし、これから税務行政に携わろうというような新進有為の若ものたちがもう全部カイコットしてしまおうというような空気にもなりかねないというようなことにならないように、そういう点で十分ひとつこれは配慮をしてもらわなければならぬ。そういう点についての長官の気持ちをこの際聞いておきたいわけです。

○吉國(二)政府委員 御指摘のように、この一カ

月間というものは、いわば税務署にとりましては最も重大な期間でございます。私は常日ごろから、納税者との共同的な意識と申しますか、一緒に税を納める、税務署が税を納める一つの手段方法であるというくらいに認識を持っていたかたかなければ、税務行政というものは本質的にはうまくいかない。そのためには、実は税務行政が努力して納税者にそういう意識を持っていたかためのことをしなくちゃいけないということを言っておるわけでございますが、遺憾ながらなかなか接触の機会というものがございません。一番多く納税者の方に接触する機会というのはこの一カ月、この一カ月間で全国の税務署に百万以上の方がおいでになる。ことに最後の日などになりますと、現在分割しておりますが、旧世田谷税務署においてはおかつて一万人の人が来られたこともある。そういう時期にこそ申告指導なり相談なり、これで納税者との気持ちの一体化をはかる絶対の好機だというところで、税務署の署員一同もほんとうに真剣に取り組んでおるわけでございます。

しかし、その反面に、御指摘のように非常な労働の実際的な強化のかっこうが出てくる。これもまたことに心配な点でございますので、私どもはこういう繁忙期に超動をしたりすることはある程度やむを得ないと思いますが、それに対しては事前事後の健康管理、期間中の健康に対する手当て、これらを十分にいたしまして、同時に、何といつても一年に一度の一番大事なときには全職員の総力を結集するということが必要ではないか。日曜出勤も私はできるだけしないで済ませたいと思いますが、十六日を控えて、十五日はどんなに説明しましても、納税者の方は十五日になっておいでになると思います。ことに職業をお持ちの方は日曜日に来るとというのがむしろ当然だと思います。こういうときに税務職員が休んでしまう。全部休んで、お帰りなさいということとは不可能ではないだらうかということは、組合の連中とも税の繁忙期を迎えていろいろ話し合いましたしたが、そのときに私は、気持ちにはよくわかるけれども、こ

の一番大事なときに、税務職員の仕事としては十五日あたりを全部一斉に休むということとは適当でない。それにはそれだけのことは——もちろん日直の手当とか、そういうものは十分に手当をいいたしておきますので、最小限の必要人間は出て、納税者と税務署との大事な意思の交流をはかってもらいたいということを申しました。おそらくこの税務署も最小限の人で計画をして、納税者の方に不便を与えないようにするという努力はしておると思います。必要以上に無理はさせたくないとも私 생각합니다。ただ同時に、どこの職場も最繁忙期というものは一番努力を要する時期だ。その努力によって、からだがそこなわれないような健康管理の道は、私どもは十全の策をとってやっていきたい、かように思っております。

○広瀬(考)委員 長官の御答弁は、その限りにおいては納得のできることなんです。ただ問題は、そういうお気持ちでやっておられる。しかし現実には、先ほど数字を申しましたように、たとえば東京の東部で十幾つかの税務署を見ただけでも充足率は八九割ぐらゐに落ちてゐる。そういう中で、遠慮会釈なしに、これはもうその実情におかまひなしにタックスペイヤーはどんな苦情を持ち込み、申し立てもしてくるし、いろいろ相談にもくるといふようなことになっておるわけです。したがって、なるほど署長なり管理職の人たちは、昼休みはちゃんと一時間とりなさいと言っても、次から次に並んでおる人たちをさばくの、ゆっくりめしを食って休憩時間をとっておられますか。どうしたって食事をしてが応待に出るといふようなことで、それも交代、交代で、ずっと昼休みじゅうだれかがいるという状態。しかもそういう場合にきちんと、それじゃ言われたとおり、昼休みをとるといふことになれば、納税者に対して悪感情を抱かせることにもなってくるし、納税者のはうも忙しい中で商売の合間に来るとおるといふようなことを考えれば、どうしても、言われなくてもやらなくちゃならぬ、そういう実情。こういうようなことを十分考えていただかなければ

また、特に国税庁関係ではそういうことでやっておるけれども、それに従つてびしっと休憩時間をとるといふようなことになれば、これは昇進の問題にてきめんに関係してくる。次の昇進や昇進に……。病氣の場合でも、そういうことを意識しながら無理に仕事をするというようなことになつておるとまでいわれておる。これは、第一線の人たちに聞くと、少しぐらいの病氣はがまんしてやっています。そういうものが蓄積して非常にも健康状態が悪いというようになる。それともいふのも、昇進というようなことを考えると、ともじやないがそういうことはできません、というやうなこと、そういうものは、現にこれは私ども各税務署に行つて第一線の人たちと會つて、率直な意見を聞かしてくれと言つたいがいそこに落ちつくのです。そういう雰囲気というものがやはり現実あるときに、ぼつとあちこちにそういう具體的な例が出るというやうなことを考えますと、これは非常に大きな問題点があるというやうなことで、これは根本的には業務量の増大に見合う定員の確保ということ、それから年度末になつてここのやうな状態だと言ふけれども、そういうやうなものを、途中においても機動的に充足できるように制度を開発していくとか、考へて実現していくとか、そういうものをしっかりとやらなければ、いかんか、憎まれ口をききましたけれども、そういうやうなことが現実的に常発生するというにもならないので、そこらのところ、十二分にひとつ配慮してもらいたい。これは先ほども申し上げましたやうに、ほんとに最近ではノイローゼ患者なんかがあるに、非常に多くなつていふこともありますし、高血圧というやうなものも非常に多くなつていふというやうなことから、ほんとに税務行政に携わる者は、先ほど御答弁の中にもありましたやうに、何か今度は大学卒で国税専門官試験といったのですか、そういうものなども考へておるやうでありますけれども、こいうものなども特に外部から人を求めよう、こいう気持ちでもあるよ

うですけれども、そういうところにほんとに喜んで税務行政に一生をささげたいというようなことで優秀な若い人たちが入ってくるということがだんだんなくなってくる。何ほそれは考えても来なくなってしまうということになったらいへんなことにもなるわけですから、特にそういう問題についてひとつ十分配慮を、もうこれはどれだけ配慮しても配慮し足りたというのではない問題ですから、そういう気持ちでひとつこの問題に対処していただくように強くこの点要望しておきます。特に吉國さん、国税庁長官になられたばかりでありますから、そういう点を十二分にひとつ考えていただきたいと思います。

その問題はそのくらいにしまして、本題の通則法関係に入りたいと思います。

昨年でも平林委員が質問をいたしたわけでありますが、私ども、税務関係についてのこの国税通則法で今度提案されている問題、これは納税者の権利救済、いわば事後の権利救済だ。それに対して事前の権利救済というか民主的税務行政のあり方、こういうようなものをやはり充足していくという考えに立って、いわゆる事前照会回答制度、それから更正処分予告制度、こういうようなものは税制簡素化の答申の中にも、四十三年に出ているわけですね。こういうものを踏まえて最近、きのうの答弁にもありましたように、税務相談に應ずるとか、あるいはテレフォンサービスもやるとか、いろいろなことやっているけれども、そういうものがいま申し上げた二つの問題を制度としてとり入れるという考えと、そういうもので足りるのかどうか。テレフォンサービスや税務相談に應ずる、こういうようなことを制度化する。二つの問題について、事前照会回答制度と更正処分の予告制度というものをとり入れる、こういうものについて制度化するということのはうがよりすぐれた——納税者、大衆も、そういうことになれば、税務署もかなり民主化されたものだということになると思うわけです。しかも、そのことは異議申請というような税務関係のトラブルというものの

を非常に画期的に減少させる方向に確実に結びついている。そういうものなんだから、きのうの答弁のようなことで満足することなく、こういう制度を満足させる気があるのかないのか。制度としてそういうものを定着させていこうというところまでどのくらいいったらいいけるのか。そこらところを、お考えをしっかりと聞かしてもらいたいと思います。

○吉國(二)政府委員 昨日、実はお答えをいたしたのでございますけれども、この二つの問題は確かに非常に實際上も重要な問題であると私どもも思っております。この事前照会制度につきましては、現在一部國税庁の参事官におきまして書面では、回答するというようなことも行なっておりますし、また昨日も申し上げましたが、期間計算の継続性の問題については、納税者との間に届け出をさせて、その届け出事項についてはその納税者の採用している経理方法を承認するというようなことで一歩前進をはかってまいりました。これを全体に制度として及ぼすということが一番望ましいわけでございますけれども、それに十分なれると申しますか、お互いに回答、質問ともに実際に問題のないようなものになるためには、まだ相当な間相互に慣熟の必要があるのではないかとこの意見が部内でも非常に多いわけでございまして、このこと自体が前進であることに對しては何人も異議はないわけであります。漸進的にこれをはかつていきたい。アメリカではすでにこれを一般的な通達として出して実行いたしておりますけれども、そこまで制度として具体化するまでに、若干やはり私どもとしても回答のしかたとか、あるいは質問の整理とかいったようなことについての訓練を要するのではないかと、かように考えております。こゝし、現在予算で認められ、予算が通れば認めていただけたらと思ひますが、各國税局に相談室を設けまして、相談室長、相談官というものを常設することにいたしました。この相談室というものをを通じて、個々の相談等を皮切りに、漸次相談の定型化をはかつていくことを考えて

いく。それを通じて、将来は御説のような行き方を採用できることになるのではないか。たいへん漸進的で恐縮でございますが、考え方としてはそういうふうな考え方でございます。

それから、事前に更正を通知するかどうかという問題、この問題は昨日御説明申し上げましたように、アメリカでやっております制度がそれに似ておりますけれども、これは実質はわが国の更正の方法と同じものでございます。むしろ、わが国では更正の前に期間計算の誤りとか、こういったものについてはできるだけ納税者に説明をして、場合によっては修正申告をとるといふような方法で具体化をしております。できるだけ事前に納税者と話し合いをして、納得を得て、修正を認め

れば修正をするということなら修正をしてもう、あるいははっきり更正をするという場合でも、相手方にてできるだけ納得を得るような話し合いをするということを実際面においては部分的に行なっております。これも制度化しようというには内容的にはむずかしい問題がございますので、実行上この方法をできるだけ進めていく。それによって無用な異議申し立て等をできるだけ減らさせるということを考えていく必要がある。きょうも御紹介いたしましたように、異議を取り消したもののの中には、税法自体に対する理解が足らなかったとか、あるいはそこを説明してもらえばよかったんだといったようなものがかかりございます。そういうことができるだけ減っていくよふあります。そういうことを実際上推進していくつもりでやっていきたいと思っております。

○広瀬(考)委員 答申をみてみますと、「現在も、国税庁、国税局、税務署においてこのよう
照会に回答する事例は毎年多数にのぼっている
か、税務相談等を通じての照会、回答も大きな
割合を果している。」と、非常に高く評価をして
ります。具体的にそういう事例はどのくらい
数がありますか。

○吉國(二)政府委員　きのう実は私、ばく然とし上げましたが、東京局のテレフオンサービス

例で申し上げますと、十四年の一月一日から一年間に所得税関係で一万二千件の相談がございました。私が申し上げたのはたいへん間違っておりまして、所得税だけ申し上げたのでありまして、資産税関係では二万一千件、法人税関係で二万八千件、その他合わせまして七万四千件という相談をやっているわけでございます。

それから、こまかい非常にむずかしい問題を国税庁に問い合わせてきた件数は、これは国税庁でございまして、そうたくさんはございませんけれども、所得税について百八十二件、法人税百四十八件、これらは相当精細な回答をいたしております。

各国移民局のほうは時間がございませんのでまだ調べてございませんが、こういうふう非常に相談件数が多いわけでございます。それで、この中にはもちろん書面で回答する必要がないものがたくさんあると思いますが、ことにテレフォンサービスの場合は匿名でございますから書面で回答する必要はないと思いますが、やはり疑問というものは相当数あることは事実でございます。でき得れば確実な回答をすべくでございますが、これだけのものに全部書面を出すということになるとまだ相当な準備が要ると思います。

○広瀬委員 方向としてはそういうものを——いまテレフォンサービスだけの件数も説明されたわけですけれども、たとえばそのあとに、税調答申にありますように、「納税者が自己の直面している具体的な課税要件事実等につき書面で正確に記載を行ない、その税務上の取扱いについて、照会した場合、税務当局は、できる限り書面で回答を行なう慣行を育成することが望ましい」ということなですね。このことはやはり将来の「税務行政のあり方」として非常に大きい重大な問題だろうと私は思うのです。この税務に関する紛争、異議申し立て件数、そういうようなものが、いま資料を当局からお出しになったように、かなりの件数になっている。こういうような事件が、こういう制度が確立されることによってほとんど

代替できるような可能性を持つてゐるとすら思われるわけですね。そういうようなことで、将来の税務行政のあり方における一つの重要なポイントであるというように私は考える。これを、これは慣行を助成、育成する段階であるという答弁なんですけれども、大体どの程度の時間的余裕を置いてそういうものが慣行として熟成され、今度は書面でどんどん回答をするというふうな、そういうものに要する期間というものをどのぐらいに想定しておられるか、この見通しについてお聞きしたいと思ひます。

○細見政府委員 何年というのを具体的に申し上げるのは、これは税務署のほうの事情あるいは納税者のほうにおきまして税金に関するいろいろな知識の状態というふうなものに依存いたしますので、一がいに予定をすることはむずかしいと思ひますが、広瀬先生おっしゃる通りに、方向として税金の問題をあらかじめ、大きな取引なりあるいは大きな事業の決着をつけるというふうなときには、税負担がどうなるかということ是非常に大事なことでありますから、こういうものにつつまして詳細に述べていただき、それに対して今後税務当局が決定する場合はこういうふうな判断いたしますということを前もって知らせておくというのには、紛争を除き、また納税者と税務当局との信頼を確保する上におきまして非常に大事な布石であることは事実でございます。したがって、その答申にありますが、私もどなたもいたしましては一刻も早くその制度化というのを考えておるわけでありまして、先ほど来長官が答えておられますように、納税者と税務当局との信頼関係というふうなものも徐々に確立されて、そうした慣行がおおむね間違ひなくやっていると段階にきたときには制度化し——制度化しなくても、およそ税務当局が一たんこうこうでございますといったものについては、ささいなことについてはその後の事情があつてもそれを尊重するというふうな形で、この慣習を育成していくというのが当面のことじゃないかと、かように考えております。

○広瀬(秀)委員 まああとで、禁反言の法理じゃないけれども、そういうようなものの心配でなかなか決つてゐるのかと思ひましたが、いまは少なくともそういうことも後段のところでおっしゃつたから、そのところはあなたの方を信頼します。したがって、この制度については税調でも、いまやつてゐるそういう事例というのに対して非常に評価をしてゐるわけですね。私も考えても、また納税者の立場に立つても、これは非常に税務行政民主化の一つの方向として重大な位置づけをされるべきものであらう。将来の問題としてそういう方向に進むということも確認をされたわけですから、この問題についてはそういう方向で、できるだけ早い機会に慣行として定着をできるように、制度として定着化するような方向を間違ひなく進めていただくように要望をいたして、次の質問に移りたいと思ひます。

そこで、この委員会における質問の中でも問題になり、また参議院でも、特に参議院では与党の青木委員ですが、国税通則法における権利救済の面と、いわゆる争点主義、総額主義の論争をめぐつて、権利救済ということに徹するならば、当然これは裁決が出される場合に、争点主義に徹すべきだ。そしてそれはそれとして決着をつけて、新たな事実が発見されたというのに対して、それはそれで別途の方向でやるのが当然筋として正しいのではないかと。こういう問題も、これは大蔵省にとつて、皆さんにとつても大先輩のベテラン、税務行政全般についてのベテランで、しかも今日では与党の議員ですらそういう考えを持つておられる。吉國さんの主税局長時代の答弁も、亀徳さんの答弁も、これはやはり総額主義だということも青木さんの問ひに対して、当時の主税局長吉國さんは、十分検討していただきたいということも述べておられる。これは議事録にはつきりしてあるわけでありまして、その点どういうふうに検討されて、お考えになつておられるか、この点を確かめておきたいと思ひます。

○細見政府委員 制度論をいたしましては、参議院で当時の吉國主税局長が申し上げておりますように、現段階の税務の争点制度というのは、やはり所得が幾らであるかということについて、全体として真実の所得を発見するという総額主義という立場を、現在判例というのか、裁判所もそういう考え方をとつております以上、われわれもそのいわば下級審といひますか、準備段階として同じような考え方をとらざるを得ないかと思ひますが、しかし行政の慣行として、参議院でも申し上げておりますように、十分納税者の争点を中心にして今後審理を進めてまいりたい。その地盤も、たとへば異議申し立てについて、その異議申し立ての決定の段階で更正の理由を明らかにするというふうなことにいたしました。納税者、それから官庁、税務当局側がそれぞれ争点を明らかにしながら審理していくことになるわけでありまして、事実上そういう方向で運営できるのではないかと。いうことを私も考えておりますので、これはむしろ長官から、今後の運営の基本としてお聞き願ひたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 ただいま主税局長が申しましたとおりで、実際問題と基本的な態度といたうのはかなり違ひと思ひます。ことに、今度の制度ではいま申しましたように、納税者に対して原処分に対する処分理由を明らかにする。それに対して納税者は処分に対する不服の理由を明らかにする。税務署はそれに対してさらに答弁書を出す。それに対して十分であれば納税者が補充をするというふうな一つのシステムができてまいります。したがって、特に審判所として進んで事実関係をさがすという態度ではなく、そこで両者の言ひ分が尽くしてくれば、それによつて判断をするという一つの審理慣行というものを漸次形成していくということが実際のには妥当ではないか。これは審判所ができてあとの運営はございまして、私自身はそういうふうなことで新しくできます審判所長に要望したい、かように考えるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 争点を明らかにして権利救済を申し立てる、その審判の段階で新しい事実が発見されて、それで課税標準の額が差し引きしてみたら大体原処分と同じだ、こういうふうな場合であつても、権利救済は権利救済としてその争点に従つてきちんとするというところがやはり筋として通るし、しかもこの制度発足に対して、国民がその争点についてはそういう形ではつきりするんだということ、この制度に対する信頼感というふうなものもそういう中から生まれるだろうと思ひます。それを新しい事実、今度また別に脱漏が発見されたというふうな形で、それを相殺してみれば大体原処分の額程度になるんだというふうなことでもやつたんでは、これは行政の立場からは二重の手間を省いていいんだというふうなことになるかもしれないけれども、しかしそういうことではやはりこの制度自体の筋が通らない。権利救済のためにこの制度をつくるんだということについて不服審判所をつくるんだといつても、結局何か新しい課税処分を受けるというふうなことになる。その点はやはり、これはいわば画期的ともいふべきこの審判所制度をつくつたということに対する立場をさらに正しく貫いていく。そして、税務行政がこのことによつて納税者の権利救済制度として評価をされるというのことは、やはりはじめはじめてそういう形でつける、争点でつけるということにして、これはあとから、そういうものがほんとうにあったということならば、更正は再更正もできるし再々更正もできるというふうなシステムにもなつてゐるわけですね。しかも、その期間も三年とか五年とかあるわけだから、そういう形でやればいいわけであつて、手間がかかるといふ以外には皆さんのほうの理屈が立たぬだろうと思ひます。そこらのところを整理されて争点主義に徹しられないのか、ここがどうしてもわからない。○細見政府委員 審理いたしております過程でいろいろ所得の話が出てきて、あなたはどうかという程度の所得で生活がそれじゃできたんですかというふうな話で、いや、実は私はここに別途こう

いう所得があったんです、それで暮らしておりましたというので、いや、それはそれとして別ですというようにいってしまして、あとで税務当局が再度そのことについて更正するというようなのは、やはりこのことで訴えたら結果的に税務当局が別の意味で意趣返しをした——そのために不利益な取り扱いを云々というようにのが社会党案の中にございましたが、そういうような印象をかえって与えやせぬか。

それから、たてまえといたしましても、その審理なり審査の過程で、あらさがしのほかに所得があるであろうというようなことは、先ほどの長官の答弁にもありましたように、納税者の言い分を中心にして審理いたしますから、何か別にあるでしょうとかはかたどりとかというやうなやり方はいたしません、御本人が実はこれだけ別にあるんですと言われたので、いや、それはそれでけっこうですというところまでやるのはかえっていかげんものか。むしろその場合には、あなたは全体として百万円なら百万円の所得があったんだからこれは棄却ですと言ったほうが、先ほど来申し上げておる法律論を離れまして、行政のあり方としてもそのほうがむしろ納税者の方にもわかってもらえる措置じゃないか。これは考え方の問題でございますが、そういうふうに考えて、ただその審理の過程でござら、あなた、そんなこと言っても別のものであるはずでしょうというやうなことで、しゃにむに調査するというやうなことは、これからは慎んでいきたいということをはほど来長官が申し上げておるわけですから、現段階としてはこれもやはり何年かの年月をかけて、税務の不服申し立てというもののについて、納税者と税務当局との間に慣行ができていく方向にやっていくというのが現実的なことじゃないか、かように考えております。

○広瀬(秀)委員　まあそういう考え方もある。その点はわれわれもわからぬではないけれども、権利救済というものを前面に押し出した国税審判所法をわれわれ前国会に提案した立場からいえば、

ただいまの問題はやはり審判機関というものがどだけ第三者性を強く持つていくかというところで、われわれのほうは総理府に置くかというやうなことで第三者性というが独立性というか、しかも権能的にも準司法的な権能を持たせようというやうなこともあったわけでありましたが、そういうものとも関連をしようと思っております。

そうなりますと、当時の吉國主税局長の答弁でも、審判官の性格というものは課税裁決をする限りにおいては一種の収税官吏、課税庁の役人と同じだ、こういうやうな答弁もどこかにあるわけなんです。いまでもそういう審判官の性格、これはやはり課税庁の職員であることには、今度の場合も国税庁長官のもとに置かれるわけですから変わりはないけれども、そういうやうに収税官吏的な面が非常に強く出てしまうということになると、この審判官というものはほんとうに権利救済が主なのか、収税官的な立場が主なのかという疑問にも突き当たらざるを得ない。だからその点については、原処分についてさらによけいな、ほかの脱漏はないかというところで調査するというやうな、そういうあこぎなことはせぬのだという答弁を細見さんがいまされたわけですから、一体この性格の問題はどっちにウェイトがかかっているのだというところをこの際ははっきりしておいていただきたいと思ふのです。そういう性格を持つということ

を答弁されておるわけですね、前国会で。

○吉國(二)政府委員　私が当時申しましたのはいはば理論面で申し上げたわけでございますが、裁判においても租税事件というものはいゆる債務不存確認の訴訟ということで、最終弁論まではその債務が存在するかいなかの資料は全部提出をしてそれを認容するという態勢をとっておりますので、そういう意味ではこの訴訟の性格論、あるいはその前段階としての税務争訟の性格としては、普通の民事訴訟とは違ひまして、真実の所得発見というところが本質である。そういう意味では、課税官庁は課税という面で真実の所得を追及いたしますし、権利救済という面は法令に従った所得と

いうことを発見して権利救済をはかる。そういう面から申しますと、その実質の真実の発見という面では両者共通のものがある。そういう意味では収税官吏と同じ機能を持つ面もあるという意味で申し上げたわけですね。もちろん、権利救済の面で真実発見をするといはしめても、その納税者、税務署が互いに申し出てくること以外に進んでさらに何か求めて調査をするという態度をとるかという点に置かなくては、まさにおっしゃったポイントの置き方だと思ふのです。権利救済の面にポイントをおけば、両者の申し立てを十分に聞いた後、両者のうちで正しいものを選択をした。それで結論が出れば、それをさらに自分でさがして求めていくというのをやる必要はないという考え方が、権利救済のサイドにポイントをおいた考え方だと私は思ふのです。もし課税官庁というものの面にポイントをおけば、たとえ両者の間で話があつたりしたとしても、しかしまだどうも客観的には所得がありそうだから調べようという態度になる。それは私はとらない。今度の権利救済制度においては、そこで両者のポイントの差を分けるべきではなからうかという観点で、先ほど来のことを申し上げたわけでありました。

○広瀬(秀)委員　第九十三条に「答弁書の提出等」という項があるわけですが、その一項後段に「当該国税局長。(以下「原処分庁」という。)

から、答弁書を提出させるものとする。この場合において、国税不服審判所長は、その受理した審査請求書の副本を原処分庁に送付するものとする。」というところで、原処分庁に対して、審査請求書の副本を原処分庁に送付をして、答弁書の提示を求める。その段階で、これは原処分庁は、何かやはり税務署のいままでの行き方というやうなものからいって、自分が行なつた原処分というものに非常に拘泥する性向というものを保持しているだろうと思ふ。そうすると、とたんにその答弁書を提出するために、さあというのでもう一べん調査をして新しい事実の発見をどんどんやる、こういうやうなことになるおそれが非常にこの関係から

いつてあるんじゃないかと思ふのです。そういうやうなことがあると、いま主税局長なり長官から言われたやうなことが、実際にはそういう形になつてどんどん新しいものを、非常な質問調査権の乱用に近いことまでやりながら、そういうことになりかねない面があるのではないかと、おそれもあるわけなんです。この辺のところについて、提案者としての吉國さんの御意見を、そう税官庁の長官としての吉國さんの御意見を、そういう点についてどうお考えになるか、はつきりさしてもらいたいと思ふのです。

○細見政府委員　主税局側の立場を申し上げますと、せっかくのこの新制度をここに御提案申し上げるわけですから、この制度が国民各位に理解され、また納税者と税務署の間のよりよい協力関係が生まれるやうに運営されることを期待して法案を出しているわけでございます。

○広瀬(秀)委員　それでは抽象的に答弁にならぬ。納税者の心配はより一そう具体的なんだ。

○細見政府委員　心配と言われますが、法案を出すのは、新しい審査制度の樹立を目ざしておるわけでありまして、そういう制度が国民に理解されるやうに、調査権の行使にあたつても十分慎重にしてもらわなければならない、私どもは考えております。よくその辺を国税庁に要望するつもりでございます。

○吉國(二)政府委員　私は、本来の考え方として、税務署としては従来の処分についての調査、さらに異議申し立てに対して調査をいたしておるわけでありまして、そのときの考え方を、書けるのが答弁書の原則であると考えております。もちろん税務署の段階でございまして、明らかに新しい後続資料が出てきたというときに、調査をしないでも明らかに客観的資料が出てきたというやうな場合には、それを申し立てるということに妨げるわけにはいかぬと思ふますけれども、そうでない限りは、原則はあくまでも異議申し立ての際に自分が所信をもつて述べたものを提出するのを原則にしたい、かように考えております。

○広瀬(秀)委員 私も、そのとおりだろうと思うわけなんです。この九十三条の二項を見まして「答弁書には、審査請求の趣旨及び理由に對應して、原処分庁の主張を記載しなければならぬ。」というところから、いまおっしゃったような趣旨であることは間違いない。しかし、私が具体的に実際に税務に当たっている人、あるいは納税者の人たちにこういう問題を聞きますと、そういうことをやられるおそれがあるのじゃないかということ、この権利救済の審査請求を審判所に出した。そしてその副本が送付される。そうすると、答弁書を原処分庁、税務署は出さなければならぬということで、ここに書いてあるようなことでないし、今度はまたあらためて調査をかけてやるというふうなおそれがあるものがある。で、そういう——これはもういわゆる審判所の段階に問題が移っていますから、これは審判官のいわゆる審理、事実究明、真実発見、こういうふうなところにまかせるべきであって、原処分庁としてはそんなあらためての調査なんというものはやらないんだというきつぱりした答弁が、私は必要だろうと思う。いかがですか。

○吉國(二)政府委員 もとよりその審査請求に出てくるような事実の中には、明確に兩者の理論的な相違のあるものもございます。そういうものについては、これは問題ないと思います。事実認定の問題になってまいりますと、かなり兩者の主張が異なっているという場合もあると思います。そのために審判所みずから質問検査権を行使して事実認定の可否を求めるといふことは、これは私、必要だと思ひますが、その場合に税務署に調査をさせるというふうなことをやらずに、もっぱらみずからの調査権において審理を行なうということが当然であろう、かように考えております。

○広瀬(秀)委員 ぜひ念を押しておきたいのですが、原処分庁にそういうことをやらせるというふうなことは、これは不服審判所の構成からいっても、またたてまえ論からいっても、ないと思ひま

すが、原処分庁が先走ってこの答弁書を準備するために新たな調査をやる、これはもうすでに更正の段階において、あるいは異議申し立ての段階において原処分庁としては十分やっているはずなんです。ところが、答弁書を書くために、何かやはり自分の原処分に対して不服審判をされているんだということ、それじゃもう一べんまた調査をして、ということをやられない、答弁書を書いたとして、これはもう審判所の権限で審判所がやることなんだというふうにまかして何ら差しつかえないし、権利救済というのは具体的にはそこがやはりポイントだと思うのです。だから、そのこのところはもうちょっとはっきり——原処分庁が出て、この審判請求があつてから、答弁書作成の段階になって再調査をするというふうなことで、これは時期的に見ればすぐわかることなんです。それから、そういう具体的な事案に対して、事案が発生して進行している中で原処分庁がまたその問題について調査に行った、こういうふうなことはないのがほんとうでしょう。審判所がやることなんです。しかも質問検査権もちゃんとあるのです。それから、そのこのところはもう少し歯切れよく答弁していただいてけっこうなことじゃないですか。

○吉國(二)政府委員 まさに理論的には私もそう思います。筋道としてはそうだと思います。御承知のように、訴訟の場合におきましても本来ならばそういうことでやっていくべきだと思います。が、実際には訴訟でもそのあとでお互いにいろいろ資料を照らし合ふというのはいささか面倒でございまして、私どもの態度としては、原則として異議申し立ての段階で十分な調べをしておいて、それに基づいた答弁書を出すように指導いたしました。かように考えております。

○広瀬(秀)委員 これは吉國さん、ぼくはそういう指導の問題じゃないと思うのです。理念の問題であり、原則の問題だと思ひます。これは権利救済でしょう。そうだとすれば、これはもう審判所に移っている事件なんです。審判所の固有

の権限に移ったのだから、原処分庁がそんなことはやらないというのがあるまでたてまえなんだ。ここだけは、やはりまた調査をかけた方がいい。これはもう調査されるということについては、納税者はえらい手間をつぶしたり、精神的にもいろいろ——これは不当なことをやったり不正なことをやっているから神経を使うだろうというが、必ずしもそうではないのです。だから、そういうことで、その点は、原処分庁が答弁書作成のため、副本が行った段階で調査を始めるというふうなことはいいというところを、はっきり確認すべきだと思ひます。これはどうですか。政務次官、大事なことですよ。

○細見政府委員 異議申し立てを経たような、つまり明らかに争訟事件になつておる認識のもとに調査したものについては、おっしゃる通りに原則的にそういう問題はないかと思ひますが、たとえば調査課所管のものが審理請求になつたというふうな場合に、手元に相手方の帳簿がありまけんわけですから、そういうものについて、あそここのころがどうなつておつたか、前後の関係をもう一度見たいというふうなことは、例外的ではありましようが、あるのも、もう一べん答弁書を出す段階では一切相手の帳簿その他見ないというの、制度論としてはむしろかしいのじゃないか。實際上の運用にあたりましては、そういうふうなことがあつて、何かいやがらせをやられたというふうなことが運営にあつてはならぬ。これは厳に戒めなければならぬことだと思ひますが、調査課所管の事案が審査に出てきたというふうな段階では、手元に帳簿がない関係で、もう一度見たいというふうなことはいいとは言えぬのじゃないか、かように制度論として考えております。

○広瀬(秀)委員 実際の運用ではそういうことがないようにするということがたてまえである、こういうことですね。しかし、特別な場合に万やむを得ない場合にはもう一べん調査することもあり得る場合もあるから、制度論としてはやれない、こういうふうに承つていいのです。——う

なすいておられますから、そういうことにします。そこで、今度は審判官の定員の問題、それから資格、さらに審理能力などを含めまして若干お伺いしたいのですけれども、審判官が百五名、副審判官が百三十三名ですね。それで、これが中央の三十人を除きますと、大体二百名程度が十一の地方に回される。いわゆる支部というか、分室というか、分室という表現もあるようにあります。が、回される。大体各国税局単位にこの十一の地方の——これは中央と地方審判所と正式に分かれなないので、どういう表現をしたらいいの、ちょっと迷うわけなんだけれども、常駐させたりあるいは出張させたりというふうなことになるようでありますが、どういふぐあいこの定員を分けられる予定なんですか。

○吉國(二)政府委員 前回御説明申し上げましたように、国税不服審判所は中央官庁でございますので、一応地方に支部を置くということにいたしました。支部は十一局の所在地に置くことにいたします。その定員の配置は、従来の審査請求の件数等を勘案いたしまして考慮するというたてまえで、目下いろいろ検討いたしております。その十一支部を中心としたしまして、その各支部に首席審判官というものを置きます。首席審判官には、原則として、法令の解釈に関するものがあるいは従来の通達に従わざるもの等を除きましては、大体所長の権限を委任する考えでございます。したがいまして、各支部がそれぞれ審判官と副審判官等で協議をいたす体制を整えまして、各支部で大部分のものは裁決ができる体制にしたいと思ひます。したがいまして、各支部とも最小限二つ以上のグループができるように配置をするつもりでございます。おそらく東京、大阪、名古屋が非常に大きくなると思ひますし、なお主要の地域にはこの支部の出張所を設けまして、場合によっては出張所で裁決のためのグループが構成できないう場合であっても、支部から出張することによって随時グループを構成するというやり方をやり

たいと思います。つまり、アメリカでやっております巡回裁判所はすべてを巡回で片づけるわけではございませんが、大体は支部で片づけますけれども、遠隔の地等には出張所を置きまして、出張所で解決ができるような手段を講じたい、かように考えております。

○広瀬(秀)委員 東京、大阪、名古屋、関信、札幌、仙台、こういう十一のところには二つのグループを置くということになりますと、そのグループが三名なのか二名なのか——最低は三名ですか、三名ならば六名以下ということはないということははっきりしたわけですが、この人数の割り当て、これは三名というの常置する者ですね。常置は三名で、しかもそれが二グループですか、六名以下ということはないわけですか。これは具体的にわかりませんか。わかれば……。あとで資料で出してもらってもけっこうです。

○吉國(二)政府委員 はっきり固まっておりますので、予定数でなければ資料にして……。

○広瀬(秀)委員 そこで、審判官のいわゆる質問、検査、あるいは留置の問題であるとか、鑑定の問題であるとか、いろいろあるわけですが、この問題について、その審判官、副審判官、首席審判官、こうできるわけですけれども、その審判官がそういう質問、検査など——あれは何条でございましてか、九十七条ですね、九十七条各項のこういう権限を行使される場合、審判官、副審判官、こういう人たちが直接そういうことをやられる場合、必ずしもそういう場合ばかりじゃない、いわゆるその下に働く職員の人たちがやられる場合も相当出てくるんじゃないかというように、たええ質問、検査というようにものについては、審判官が直接やるというようにになりますか、それとも職員がやることが多いと予想されますか、どっちですか。

○吉國(二)政府委員 第二項で、担当審判官は、国税審判官、国税副審判官その他の国税不服審判所の職員に質問、検査を行なうことを委嘱すると

いうことができることにいたしております。実際問題として、実地検査と申しますか、実際の所得者の場所におもむいて検査をするというような場合は、おそらく副審判官ないし審査官にこれを委嘱するのが多いと思います。審判所において質問をするという場合は担当審判官みずから当たるというのがむしろ原則だと思いますが、この審判所の機能から申しますと、外に出て調査をするというのには、むしろ審査官の場合が多いということでございます。

○広瀬(秀)委員 審査官は何名になりますか。

○吉國(二)政府委員 審査官は百三十八名ということになります。ただしそのうち九名が中央におりますので、地方におりますのは百二十九名ということになります。

○広瀬(秀)委員 そこで、この審査官、副審判官、審判官、大体これはきのうの質問の中でもほぼ明らかになりましたように、やはりこの制度の当初の出発にあたっては、部内からの登用というものがかなり行なわれるであろう、こういうようにいわれておられるわけですが、また、われわれもこの程度出発の当初においては——純民間人というか、いわゆる課税以外のところからより多く登用するということが望ましい、少なくとも過半数以上はそうなるべきというのを言っているわけですが、出発当初は必ずしもそういかぬであろう。

○吉國(二)政府委員 格から申し上げますと、審判所長は国税庁長官と同格と考えていたいたいて

けつこうかと思ひます。これはいま予算では指定職甲という配置を一応予定をいたしております。それから各地方の首席審判官は局長クラス、東京の首席審判官は大体指定職でございまして、これも局長と同じでございまして、地方の首席審判官は行政職の一等級、つまり地方の現在の局長と同格でございまして、それから次席の審判官というのは税務職の一等級でございまして、これは地方の部長クラス。それから審判官は、税務職の一等級から特三等級まででございまして、大体、大署ないし中署の署長クラス。それから副審判官が税務特三等級ないし三等級でございまして、これが大体小さい署の署長または大署の副署長クラス。さらに審査官は三等級ないし四等級、これは署の課長級でございまして、つまり、これだけいままでの協議団に比べますと格が全部上がったわけであり

○広瀬(秀)委員 大体理解できるところなのでありますが、いままでの協議団の協議官をされておった方がこの審判官なり副審判官なりに、何名中何名くらい任用できる可能性があるのか、この点のところ、びしっとしたことを言っていたかなくともいいのですが、大体何割くらいというようになことでも明らかにしたいだかというふうに思っています。

○吉國(二)政府委員 私もその辺が、まだ具体的に各局の人事に手をつけておりませんので、具体的にちよつと申し上げかねるのでございますが、審判官あたりはできるだけ何とか初めに少し民間人を入れたらいいという気持ちで、東京、大阪あたり

は審判官の席を少し残したいという感じを持っております。しかし、現在協議団の協議官になって

○吉國(二)政府委員 この御趣旨は、現在協議団にいる人が、この審判官制度の発足によって不利な配置転換を受けるといふようなことがないよう

○吉國(二)政府委員 新しく相談官、相談室制度

○広瀬(秀)委員 審理の方式が、言うならば書面審理重点主義だ、口頭弁論、口頭主義というものが比較的薄くて、どちらかというところ職権主義だ、こういう説明なんだけれども、その辺のところはどちらにも甘い面もあるというメイ答弁——しんにゅうのある迷かどうかからぬが、答弁があつたわけだけれども、そういうことではこの制度をつくらうという本旨が——だからわれわれは、こういうものを国税庁でも出してきただけでも、ほとんどに権利救済という立場を徹底させようという気持ち が非常に希薄なのじゃないかということ

を疑わざるを得ないような面があつたにもこつちにもあるわけなんです。だから、やはり納税民主化の基本的方向に沿って、そして今日まで協議団制度の中で権利救済の実をあげ得なかつたものを、こういう新しい制度によって権利救済の実を大いにあげ、ほんとうに税制が民主化されたという方向に持つていくためにこの制度がつくられるとするならば、これはやはり実際に権利救済を求める人が便利だ、そういう機会がほしいんだというものにするために、若干の手法はかかってもそういうものについて調書をつくるというやうなことが——これはやはり権利救済を求める者が、真実に権利救済の実をあげ得るために必要だといふのですから、そういうものについてはもつと弾力的にいくかまゝが必要だろう。そういうものについて、将来の方向として一体主税局長なり長官はどうお考えになりますか。ある程度発足をして、状況を見ながらそういう方向に進む考えなのかどうか、そこらのところを明らかにしたいのだ。

○細見政府委員 この問題は、今後の審理の進め方がおのずから方向をきめる問題だと思ふのです。口頭弁論的な審理に、どちらかといへばだんだんそのほうにウエイトがかかつてくるということになれば、おっしゃる通りに口頭弁論の記録を残すこと、あるいはそれを閲覧することが非常に大事になりますし、政府案が考へておりますように、更正決定について白色申告者が出てきたときには答弁書を書くとかいうような形で、税のようにいわば非常に技術的な複雑な問題でありますから、文書でやったほうが非常にやりいんだというものであれば、口頭弁論の記録というのはそれほど重要性を持たないということになります。それはいづれにいたしましても、大事なことは、広瀬先生がおっしゃっておられるのも、ガラス張りでフェアな裁きをして、相互に証拠を出し合つて裁こうじゃないかということであらうと思ひますので、そういう方向で今後検討したいと思ひます。

○広瀬秀委員 十分その点は検討しておいてもう一つの問題は、これも社会党のかつての案にあつた五十四条、例の「差別的取扱ひの禁止」の条項をわれわれは入れておつたわけでありまして、日本の徴税行政の実態からいって、こういうものを権利救済制度として大きく前進させようというからには、この程度の規定を設けることがそれほど国税庁にとって侮辱的な、あるいは立場がなくなるといふやうなことになるのか。何かメンツにこだわつたやうな答弁が実は前の亀徳長官からあつたわけですね。これだけは国税庁のメンツにかけて、ひとつこういうのは置きたくない、その趣旨については賛成だということなんだけれども、吉國さんもおっしゃるやうな気持ちであります。これは私どもとしては、将来そういう事態がなくなれば、実際の運用を幾つか積み重ねた上で、そういうことはとるに足らぬことであるといふことならば、その段階で、世の中の進歩に見合う法制の改革というところで、はうしてもいいのです。しかし、現状においてはこういうことを出すことがより多く権利救済制度にかなう道である。そしてこの権利救済制度がほんとうにきつぱな運用ができる大きな問題点になる。現状はまだそういうことだ。だからまず出発の当初においてはこの問題もやはり書いておく。こういうことについてこの際お考えを明らかにしていただきたい。

○吉國(二)政府委員 私は、いまおっしゃつたやうな心配がないといふことは申せないと思ひます。そういう意味では、そういうことがしばしば言われることも私も耳にいたしております。ただ、これはあくまでもそういうことがあり得るというところでございまして、全部がそうしているわけではないのでございまして、ここに、国会がそれを事実として制度で規定をしてしまふといふことは、国税庁としてはいかんとも承服できないといふ前の亀徳長官が申しました気持ちと私も全く同じでございまして。そのかわり、そういうことをなく

すということがまさに行政努力であり、また国会の叱咤勉勵に従ひまして私も努力することについていささかもためらうものではございませんけれども、これが法制的に、いわば原則であるかのごとく規定されることはいかんと承服しがたいといふのが率直な気持ちでございまして。

○広瀬秀委員 あとはかにもたくさんあるのですが、これだけで終わりますけれども、現状は何と言つても、こういう規定があることによつて、国民は安心してこの制度を活用して権利救済の実をあげられる。こういうものがはつきり書いてあれば、ああ、このことによつて差別取り扱いといふことは起こり得ないんだという気持ちで非常に強く出るだろうと思ふのです。これは率直に言つてそういう効果をわれわれは期待をして——お上と争つてあとで仕返しをされたり、報復的な処置を受けたらしてはたいへんだからというやうなことでもしり込みをしてしまふ。現在の原処分庁の課税処分に対して不満を持ちながらも、何かこわくて出せないんだというやうな人たちがまだ現状にたくさんおるといふことなんですね。そうだったら安心できるやうに、そんなことはありませんよといふことを宣言的にびしと書いておくといふことにこだわらなければならないのだ。決して国税庁がいままで差別扱いをやつてきたんだといふことを確認するために書くものではないんですよ。納税者大衆が、国税庁の意図にもかかわらずそういう考えを持つて、そうされてはたいへんだといふやうな気持ちを持つていてのに安心感を与えて、せつなくつくつたこの制度が皆さんが期待するやうに——皆さんはあまり期待してないかどうかかわからぬけれども、とにかくわれわれ納税者大衆が期待するやうに、どんどん権利救済といふものを求めていける、そういうことを書くことは一向に差しつかえないことだと思ふ。そういう点でこれはもう一ぺんひとつ十分考え直していただきたい。将来、こういうやうなものがないと、もう国民と課税庁との間にさうい

う不信感といふものがなくなるやうな状況が出たら、これは恥さらしみたいな条文になるわけだから、そのときはぜひいひのであつて、いまの段階では、まだそういうものをやるのがむしるこの制度をほんとうに有効にさせる。期待する納税民主化の方向といふものをむしろ裏づける規定にもなる。いまの段階では積極的には意味がある。そういう立場で前の亀徳長官と同じだといふことを言うのだったら、長官がかつても何もかわりばえしないのであつて、そこらのところをもう少し弾力的に考へてもらいたい、こういう気持ちなのです。どうぞもう一ぺんひとつ……。

○吉國(二)政府委員 先生のおっしゃることもわからないではないのでありますが、しかし、いまおっしゃつたとおりに、この規定が置かれることは、納税者に逆だ、税務署というところは報復をするところであるといふ意識を与えたいと思ひます。これがあつた限りは税務署はこれをやるのだといふ意識を与えたいと思ひます。そういう意味では、私はやはり実際上こういうことをなくすといふ努力を全面的にやるほうがむしろ行政としては本筋ではないかといふ気がいたしますので、この点はどうも私として納得ができませんといふことではございません。

○広瀬(秀)委員 これで終わりますが、あと、前回つた附帯決議などについて全部一つ一つ聞く予定でおつたのですけれども、時間がありませんので、あとの質問者に残つた点はやつていただくようにしたいと思います。ぜひひとついまして上げたやうな点については、さらにもう一ぺん再考をしていただくように要請をして終わりたいと思ひます。

○毛利委員長 二見君。

○二見委員 だいぶ時間も長くなりまして、このあと永末先生も質疑をされますので、二、三の問題についてお尋ねしたいと思ひます。

午前中の堀先生の御質問のときにも問題になりましたけれども、異議申し立ての起こる以前にいろいろ問題があるのではないだろうか、そ

う点で、あるいは堀先生の御質問とも重複する点があるかもしれませんけれども、その点はどうかひとつ御了解をいただいて御答弁を願いたいと思います。

申告以前に税務当局のほうではいろいろと事前
に調査をされます。概況調査とかあるいは権衡査
案とか、いろいろお調べになるようであります
が、それは収入のおよその目安をつけなければなら
ないという必要性によっておやりになるのだと思
いますけれども、それをどういうふうにやるのか。
また、それがどういう目的、どういうふうにか
使われるのか、その点をまず伺いたいと思いま
す。

○吉國(二)政府委員 御承知のとおり、現在の制度は申告納税制度でございます。申告に對しまして調査をするというのが本来のたまえだと思ひます。しかし、現在までの二十年間の実績を言いますと、申告がそのままはつておいて出てくるという状態にはまだ遠い状態にあると思ひます。かつて税務当局におきましては、申告を待つて徴税をするというときに、昭和二三、四年のころは、実際に六割の納税者に対して更正をするというよきな激しい時代がございました。その後、青色申告制を導入いたしましたして申告指導、事前指導といふことに力を入れて申告書を提出する習慣をつくらせてまいりました。そういう意味で、事前に調査して、調査額を通知して、その調査額の範圍で申告をすれば更正をしないというような扱いをした時代もございました。しかし、これは申告納税の本質として十分ではないということで、現在では抽的な申告指導ということになっておりますが、同時に、實際には納税者との接触の度合いというのから申しますと、三月の時期にはほとんど大部の納税者との接触が済まされます。そうして申告が行なわれる大部分のものは、それで申告が十である場合が多い。その場合に、申告指導をいすにつきましても、納税者についての十分な知がないということでは指導ができませんので、況の調査と申しますのは、大體業種別に三年に

度くらいの割合でリンクをいたしましたして、その納税者の収入状況等について簡易な調査をいたしました、それによって大体の規模を把握し、申告相談の場合の目安にするということを基本的な目的にいたしておるわけでございます。大体概況調査におきましては、事業の概況、従事員、在庫、設備、その他の取引の基礎になるようなことを調査いたしましたして、これをもとにいたしまして申告指導を行なう。また、多くの納税者の方には帳簿そのものを持ってもらいますが、それとそれらとを引き合わせて最終的な申告を行なうというのが最近における実際の方向でございます。ただ、非常に複雑な所得構成の方については、申告をそのまま受け取っておきまして、事後においてこれは実施調査ということで申告との対比を求めていくというやり方をいたしております。

○二見委員　その調査ですけれども、申告の相談の目安に使うということですが、これは実際には、おたくのほうは相談の目安かもしれないですけど、税務署と納税者の立場、取るほうと取られるほう、納税者にしてみれば一銭でも出したくないし、おたくのほうとすれば一銭でも取りたいという立場だろうと思います。実際には、申告のときに納税者が申告を持っていく。ところがそれを受けつけるほうでは、概況調査なり何なり調査をしておいて、おおよその目安があるわけです。むしろそれに申告の額を合わせる。合わせなければ上司からいろいろ文句を言われるのだ、こういうようなことを再三聞くわけなんですけれども、そこから辺の実情はどうなっておりますか。

○吉國(二)政府委員　もちろん申告の目安として調査をいたしたわけでございますから、その調査と実際に違ふ申告が出てきておる、その要素について聞いていただきます、そしてお互いに正しい申告にもつていこうという努力はいたしております。それが納税者の方に直ちに承服されて、それはそれだったという場合もあります。なかなか聞かれない方もあります。その間にやはり私は、税務署員としては正しい申告をしていたかどうかという努力

は、これはすべきものだと思ひます。それは若干の、何と申しますか、受ける側からは引っぱられたという感じが有り得ると思ひますけれども、もちろんその申告内容なり實際の状態から見て、自分の見込みが間違つておれば、それを決して強要することはしてはならないというたてまえで進んでおります。もちろん税務署員、非常に努力が熱心によつておりますので、若干の行き過ぎがあつた場合もありますし、また納税者の方が非常にがんだつた場合もあると思うのでございます。それはやはり一つの申告指導のきわめて具体的な姿であらうかと思ひます。

○二見委員　若干の行き過ぎというより、だいぶあるように――まあ、納税者の立場からすれば、若干ではなくて相当あるんじゃないか。これは見解の相違でやむを得ませんけれども。

ところか、そういう調査をされるときにおたたくのはうで、きょう午前中にもお話が出ましたけれども、いろいろな効率をお使いになりますね。たとえばバーだったらす一台につき幾らだとか、運送会社だったらトラック一台につき幾らだとか、従業員一人につき幾らという、この数字でもっておおよその収入をおたくのほうではおつかみになるわけですね。その効率が正確なものであれば、だれでも納得でき得るものであればそれほどの心配はあるいはいないかもしれませんけれども、実際どこでどうきめているかわれわれわからぬわけですね。まずその正確度のほうはどうでしょうか。

○吉國(二)政府委員　その申告の場合に、青色申告であつて帳簿がある、また白色でも帳簿を備へてつてあるという場合は、こういうやり方はあまりやつておりません。むしろ帳簿がない、たとえば概況調査にしても収支勘定もないというような場合に、やむを得ず収入を推定しなければならぬ。したがひまして、税務署では典型的な業種につきまして、その業種のいわば収入の基礎にある最も確かな指標というものを選んで指示してございしますが、その指標について、その地区では、

れくらの課税標準が推定されるかという平均的なものを持っております。それと実際のその店の状況、臨場しておるわけでございますが、それを勘案して収入所得を推定いたしておるわけでございます。効率そのものをいきなり適用いたしてしまいますというようなことはいたしておりませんが、この効率を、いわば推定というようにいろんな要素を集めてやるわけでございます。それを最も的確にやるために平均的なものを用意しておると思うのが効率の性格だと考えていただいていいと思います。

○二見委員 効率は全国一律ですか。

○吉國(二)政府委員　これはつくり方というものはある程度統一しておりますが、つくるところは局署で、それぞれその実態に即してつくっております。

○二見委員 そうすると、その効率をきめるのに、先ほどたしかサンプルをとっておやりになるという、そのとおりですね。

○吉國(二)政府委員　そのとおりです。

○二見委員　そうすると、それは税務署で済めば、税務署管内で何人かの人が集まつてやる——それは国税局でやるわけですか。

○吉國(二)政府委員 直税部長から……。

○佐藤説明員 効率の作成につきましては、やは

りよく収支を記帳しておるものであります。おのれが
青色でございませうか、そのうちものを中心と

した一つの金額の調査、実際の収支額の調査

ずっとやっておりますが、そういうものと、そ

いうもののいわば従事員、あるいはそういうもの

の収入と従事員一人当たりの割合、あるいはそ

の左庫に対する割合、あるいはその設備に對する割合等をよく見まして、そのうちどこから

の中の特異なものを除きまして、平均的なもの

集計してつくったものでございます。

○二見委員　そうするとわれわれとしては、そ

効率はかなり信用してもよろしい。要するに納

者の立場からいって、その効率をかけられた場

きひしくなつてしまふといふ
わけだ。

10

○佐藤説明員　そういうようにいろいろな平均的なものを調査しましたものを、さらにまた個別的ないろいろな要素を勘案しまして、いろいろな事情等をもとに入れてやっておりますものですが、さらにまたそれを適用して一つの目安として算定する場合におきましても、そのまた特殊事情というものは十分にそこに入れて、そうして処理をしていくというやり方をとっておるわけであります。

○二見委員 私、こんなことを聞きましたのは、
実際には異議申し立てをさせない。おたくのほう
のおよその目安に無理やりに合わせられて、その
ために形の上でいけば申告どおりということにな
りますけれども、そういうケースも私二、三聞いて
おりますので、そういう点で異議申し立て以前
にそういう問題があるということを知っていただ
きたいのと、そういう点でこれからも格段の御配
慮のほどをお願いしたい、こういう点で聞いたわ
けです。

今回の法律の内容の問題についてちょっとお尋ねいたしますけれども、国税審査会のメンバーでございますけれども、きのうの御答弁ですと、公平、客観的に判断ができる者、こういう抽象的な御答弁をいただいたわけです。その学識経験者の中には元税務署長も含まれるのかどうか、この点をお願いたします。

○細見政府委員 いまのところそういう人をお考え
ておりませんが、どの人を排除しなければならな
いというふうには考えておりません。

○二見委員 ということは、税務署の署長さんとも入り得ると、こう解釈してよろしいわけですか。

○細見政府委員 まあ、若いときに署長をしておいても、いろいろえらくなされる方もありますから、署長をしておったからいかにぬというわけに

○二見委員 いや、昔やっておつて、しばらく十年もやらずにというわけじゃなくて、あり得るかどうかわかりませんけれども、ことしの一月に署長をやめて今度審査官になるという、こういうようなあまりにも近過ぎるケースですけれども、そういうようなこともあり得るのかどうか。

○細見政府委員 お尋ねは審査会の委員でござい
ますね。これはその程度の人にはやはり考えており
ません。

○二見委員　くだいことをお尋ねしますけれども、現在考えていらっしゃるということとは、将来もずっとやらない、こういうふうに理解してよろしいですか。

○細見政府委員 私どもが考えておりますのは、社会的にそれぞれの分野においてりっぱに活躍をしておられて、そういう方の意見を聞いたということが、税務が公平に行なわれておるといふことについて世間の方々の信頼を得られる、そういう方を考えておりますので、いまおっしゃっているような人は将来とも実際上の選考に入つてこないと考えております。

○二見委員 第九十九条の二項ですけれども、「国税庁長官は、」云々のところで、「国税審査会

の議決に基づいてこれをしなければならぬ。」
 こういう規定がございますけれども、まず国税審
 査会にはかる場合に、当然長官としてはいろいろい
 御意見申し上げるんじゃないかと思ひますけれど
 も、それは御意見申し上げますね。

○吉國(二)政府委員 国税庁長官といたしましては、審判所長が国税庁の通達と違ふ立場で決定をされたといふことを言っております場合に、これは正しいと思へばもちろんそのまま容認するわけでございます。断わるるときだけ審査会にかけるわけでございますから、なぜ断わるかという理由を当然申し上げるわけで、そこで両方の意見を聞かれた上で審査会が意見を出されれば、それに基づいて、反対でよろしいとなれば反対をする、それらでなければそれを容認するという結果になるといふ

○二見委員 それはそのとおりだと思います。
ところで、「議決に基づいて」というのは、こ
れは拘束性を持つわけですか。

○細見政府委員 「議決に基づいて」というのは、議決を基礎として、それを尊重して決定をするという事でございまして、拘束性という意味では

一〇〇％は拘束されませんが、行政の運営としては事実上拘束されるという意味であります。

○二見委員　たしか六十一国会に出たときは、竟

見を尊重して」といふ解釈でしたね。それが修正されて「議決に基づいて」と、こう変わったわけですね。かなり拘束性が強くなった、こういうふうに解釈していたわけですが、必ずしも拘束は

ね、それは当然あり得るわけですね。

○吉國(三)政府委員 私が前国会においてお答えいたしましたのは、可能であるけれどもあり得ないであろう。ポシブル・パット・ノット・プロバ

ブルということができます。

○二見委員　あり得るけれどもやらない。という

ことはいまはでき得るけれどもやらないけれども、将来においてはやる場合がある——そこまでは邪推をしないほうがよろしいわけですか。すなわちおに受け取ったほうが……。

それから次にお尋ねいたしますけれども、審判所の裁決、これは、当然判例になりますね。判例といえますか……。

○吉國(二)政府委員 これは判例というほどの判
判力はございませんが、私どもは、審判所の決定
そのものも、これに従わないものであっても、牛

例的なものではできるだけ抽象的な形で発表したいと考えております。これは有力な先例になることは間違いないと思います。

○二見委員　通達との関係でちょっとお尋ねしをすけれども、国税審査会の議決に基づいて長官が

指示をした。それが当然通達に反している。その場合には、この問題と通達と違うと言つてしまえばそれまでですけれども、通達は撤回なさいますか。

○吉國(二)政府委員　その通達と異なる決定をする場合に二つの場合があると思うのです。通達もすべての条件を書き尽くしていない。そのために、一つの条件が加わって、その条件を度外視してきめれば違う結果になる。しかしこの条件を入れば明らかにかこうなるではないかということが

あつて、それが正しいという場合、これはその個別事件として通達を書き切つてなかつた、しかも、十の条件は該当していたけれども、一つそれらを打ち消す条件が、通達が全然何もいってなかつた。

たといどのような場合は、私は個別で済むと思いましたが、同時に、今度は逆に、通達そのものがどうし
ても法律に適合していないという判定である場合、これは通達を即時に改正しなければなるまい、かように考えます。

○三見委員 それから国務審判官の問題です。先
ほども民間人登用の問題が起っておりました。
昨日も、新発足にふさわしい人を選びたい、だけ
れども実情はなかなかそううまくいかないのじゃ
ないか、こういうお話でございました。その一つ

も、待遇の問題があると思います。もし私の調べが間違っていたらお許し願いたいのですが、所長は指定職ですね。指定職の甲で俸給は二十四万円、千八百円ですか。

○吉國(二)政府委員　これは、指定職の何号にか
るかはその具体的な方の経歴等によつて格づけま
れますので、指定職甲の一号はたしか二十四万だ
と思います。指定職甲の三号、つまり私と同じと
なれば二十六万ということになるわけでございます。

す。
○二見委員 審判官は一等級から特三までです。ね。一等級の最高が十三万八千百十円となつております。特三の最低が七万四千元。実際にはどのランクにされるかわかりませんが、審判

官の報酬が最高十三万八千円で、最低が七万四千円くらいである。これは大体このとおりでよろしいですか。

○吉國(二)政府委員 その俸給表にございますのは本俸でございます。指定職の場合は御承知のようにそれ以外の扶養手当とかなんとか一切ございませぬが、いまの俸給表でございますとこのほかに扶養手当その他の手当がございまして、指定職とのバランスから見ますとこれよりは多いわけでございます。

○二見委員 実は私、ここに地方裁判所の判事の俸給表を持ってきたのですが、片方は司法官であり、片方は行政官で違いますが、たとえば地方裁判所の判事の最高が二十八万五千円なんですね。判事の最低が十四万円。先ほども、協議団のころよりは待遇もよくなっている、こういうふうにおっしゃいますけれども、裁判所との比較がおかしいと言われればそれまでですが、裁判所の判事と審判官と比べてみると、報酬には非常に違いがあるわけですね。はたして、最低の場合七万四千円ですか、これにいろんな手当がつくといたしまして、この程度のことでもって民間人からほんとうに人が採用できるのかどうか。私はこれはおそろく来ないと思うのです。たとえば税理士だとか公認会計士とかやっていると、月々何十万も入ってくる。七万四千円、最高で十三万八千円、この程度の報酬で喜んで来る人はおそろくないのじゃないか。今後民間人を本気になって採用されるというならば、この点は何とか考えられないものだろうか、この点を伺いたいのです。

○吉國(二)政府委員 特別の職務をつくらせてほしいということで再三折衝したわけでございますが、海難審判所の審判官その他も全部いわゆる行政職でございます。行政官である限りはどうかこの程度を突破するのが非常に困難です。司法官の場合は、これは御承知のように上の制限がございませぬから、裁判所長でも相当高い。地方裁判所長がたしか三十二万くらいじゃなかったかと思

います。ずいぶん差があるわけでございます。そういう意味で、私は、民間の方をさがすにしても、その俸給でいいからといってだれでもいいという考え方はとりたくない。しかし、俸給が、こう並べてみますとあまりにも差があるという感じがいたしますが、たとえば大学の助教授なども同じような給料でやっておられるので、そういうところには、あるいはさがし得る余地があるのじゃないかという気がいたします。たとえば、諸外国ではこういう職務には、専門の学者が一時実務をや、さらにその上で理論をみがいましてまた理論に返るといふようなこともやっております。そういうところにもわれわれ努力をして、そういう意味ですぐれた人材を何とかとり入れるという方向で努力をやってみたいと思ひますし、また審判所ができておとなお、この審判所の俸給については、国会の御後援も得まして、何とかもう少しいいものにしたいということも考えておるわけでございます。

○二見委員 ところで、不服審判所は十一の支部がございまして、これは国税局と同じ建物の中に当然設けられることになっております。

○吉國(二)政府委員 これもさしあたっては——何しろできないうちは予算がとれないものでございまして、第一年は遺憾ながら同じ建物になります。逐次独立のものに移していくという考えで計画を進めております。

○二見委員 協議団のときには国税局の中で、主管部のほうから相当圧力があつたので思うような働きができなかつた、こういう意見が出ていますね。不服審判所になりますと、国税庁長官の付属機関になりますから、国税局長とは特別関係がないと言われればそれまでですけれども、ただ同じ建物の中にある。しかもいまの状況でいけば、おそろく審判官というのは、場合によると、悪くいえば昔の仲間になる可能性もある。そうすれば権利救済というよりも、国税局のほうに、あるいは国税庁のほうに迎合するようなおそろく出てくるし、ないはずの圧力もあるいは出てくるのじゃないか、こういうのを私はおそろくしているわけですが、この点、いかがですか。

○吉國(二)政府委員 そういう御懸念も確かにあると思います。ただ、少なくともいまの協議団よりははるかによくなります。さらに人事、会計等についても相当な委任を行ないまして、少なくとも国税局長の人事権のものにはないことになりま

す。会計も独立をさせるという考え方でございまして、これは中央の指導をよほど慎重にやりまして、できるだけ独立的存在にするように努力をいたしたいと思ひます。

○二見委員 時間がありませんので簡単に尋ねたいと思いますが、まず九十五条に「反論書又は証拠書類若しくは証拠物を提出することができ

る。この場合において、担当審判官がその提出をすべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならぬ」とありますね。この反論書あるいは証拠書類あるいは証拠物件を提出しない人は——要するに、故意に意図があつて出さないのじゃなくて、実際に提出しない人、この場合はどうなりますか。

脱税の事実を発見した。その脱税も、私は脱税には二種類あると思ひます。一つは納税人の不注意だとか、そういうものによって起こった脱税もあるし、あるいは故意に脱税があった場合もある。脱税にはこの二通りあると思ひますけれども、そういう脱税を発見した場合に、審判官は胸のうちにじっとしまつておくだけなんですか。それとも何か国税局のほうに通告をするようなことになつていくのですか。

○吉國(二)政府委員 九十八条の二項の「不利益に当該処分を変更することはできない」と申し

ますのは、たとえば申告期限の延長をやつて、税務署は一月しか認めない。それに対して不服を申し立てた場合に、それを變更して、一月も要らない、延期は必要ないというのではできないといふ趣旨でございます。普通の金額の決定でございまして、棄却と取り消しと一部取り消しだけでございまして、不利益処分といふことはないわけですね。金額に關しない場合には不利益な決定をしない、それだけでございまして。

九十七条の五項の規定は、一般の行政庁で行なう質問検査権にいずれも付随している問題でございまして、これが最終的に刑事裁判の証拠にならな

ないといふことを反面からいっているわけでございます。そういう意味では、この質問をして脱税の端緒が発見されたら、それを査察に引き継ぐという

るわけでありませう。

○二見委員 時間もありませんので、私の質問はこれで打ち切ります。

○毛利委員 永末君。

○永末委員 私は、国税通則法にあらわれた国家と国民の關係について質問いたします。

この前の大蔵大臣に対する質問で、税制上国家と国民との關係をどう見ているかというのを質問申し上げましたが、きょうは、この国税通則法につきましても見ます。延滞税が少し変わる形になっております。この辺に中心を置きつつ少し質問をいたしたいと思っておりますので、大蔵大臣おきませんか、主税局長が答弁の衝に当たるのではないかとおぼしめますので、ひとつお答えを願いたい。

延滞税の項で、七十六条で国税犯則取締法というものを受けて、この国税通則法がつくられておるわけですね。ところで、最初伺いたしたのは、国税犯則という明治三十三年につくられたこの法律が、改正はございませうけれども、いまだに法規としてここで使われておる。犯則の犯という字は一体どういう意味か、主税局長。

○細見政府委員 規則と違つたことをする、規則を犯すという意味だと思ひます。

○永末委員 道路交通法という法律がありましてね、これは交通規則に違反した者に対して反則者という名前をつける。その行為については反則行為といひ、犯した行為については反則金を取る、こうなつてゐる。その反則の反という字は、反対の反といふ字が書いてある。この反といふ字と、先ほどの国税犯則取締法における犯と同じか違ひか、お答えを願ひたい。

○細見政府委員 非常にむづかしい問題でございまして、また法制的知識もないので、勉強しまして後日お答えしたいと思ひます。

○永末委員 勉強してもらつたことになると、きょうはひとつこのままで休んでいただつて——ここが一番重要なところですね。どうですか、委員長、非常に重要なところですね。

○細見政府委員 いずれも規則に違反しておるこ

とで、違反ということにおいては同じこととてございませう。

○永末委員 そういふばやとしたことではないのです。へんにじといふ字が書いてある。犯といふのは、もともとこれは犬に従つて声を出すといふ意味なんですね。そこで、それはどういふことかといふと、人間にあらざるもの、すなわち人のつくつた秩序以外のものが、人のつくつた秩序に侵入してゐる。きわめてけしからぬ。このこと自体が反倫理的、反人間的、反社会的行為だといふ感じがこの犯といふ字にある。ところが交通のほうの反則は、あるものの反対、逆の方向だ。あるものをひっくり返すだけだ。この意味はさうなわけですね。そこで、私がこの文字が非常に重要だといふことを申し上げたのは——明治三十三年は、わが国家は大日本帝国ですね。

○細見政府委員 そのとおりでございませう。

○永末委員 大日本帝国時代の主権は天皇にあるといふことになつておつた、帝国憲法でありますから、ところが道路交通法でできた昭和三十五年は、主権者は国民である。まさしくこの二つの法律に、似たようなハンソクとは書いてあるけれども、基本的には、このハンソクの意味が含蓄してゐるところが違ひつたわけですね。その点を主税局長はお認めになるかならないか、お答えを願ひたい。

○細見政府委員 私、法律にあまり詳しくないので間違つたかもしれませうが、現在でも法律に違反した人についてはケモノヘンの犯といふ字があるわけとてございまして、法律には違反をしてゐるわけとてございませう。

○永末委員 私が申し上げておるのは、わが国の税制が、なぜこの国税犯則取締法という法律をつくつた時代の感覚を持ておるかといふところ、私は重要な問題点を発見するわけですね。それは、現在の国税通則法においては、たとへば今回は延滞税がかかっているものについて、担保やあるいはまた差し押えをやつた場合には二分の一に免除するといふ規定がございませう。この規定

は、あなたもよく知つておられますけれども、それは六十三条以降に書いてあります。それは四銭を二分の一に免除する。もともと延滞税は二銭だ、こつちう考へ方ですね。延滞税といふのは、何のためにつけるんですか。

○細見政府委員 納期に適正に納められた人と、納期をおくられて納税される人との間に、バランスをとるといふことだと思ひます。

○永末委員 バランスをとるといふのはどういふ意味なのか。国家と国民といふのは、経済的に見た場合に上下の關係に立つのか、対等の關係に立つのか、お答えを願ひたい。

○細見政府委員 納税の義務は、やはり義務として発生しまして、それ以後については、国に対してその義務を守つた人、違反した人に対しては、違ふ取り扱いがあるのはしかるべきだと思ひます。

○永末委員 納税については法律でございまして、いやであつてもこれは納めなくちゃならぬと、こつちうことになる。明らかに国家は国民に對して權力をもつて臨んでゐる。われわれが税法を審議してゐるといふのは、さういふことを予定してやつておるわけですね。しかし、その法律が、一たんできたあとで、いまのように納税した者と、納税しない者に対して延滞税をつけるということは、上下關係の観点からつづけるのか。経済量の移動について——資本主義社会ですから、金と

いうものが金利を生むことは事実です。さういふ意味合ひで、ある時間的なラックといふものを、言つたならば、資本主義社会の論理に従つて埋めるためにつけるといふのか。それとも懲罰の意味で、税を納めぬやつには金銭でつづける、これは罰金のごときかまえてつづけるといふのか。その辺の基本的な感覚を明らかにしていただきたい。

○細見政府委員 やはり早期納税を促進するといふ観点があるかと思ひます。

○永末委員 早期納税促進といふのは、あなたは取るほうの側から言つてゐるわけですね。私がお聞きしてゐるのは、納税に関する法規そのものは、国家という權力が国民に対する一つのあらわれを

表現したものだと思う。それはもうそのとおりだ。しかし、いよいよ事が進むにつれて、経済量の移動が国家と国民との間に行なわれるといふやうな問題になつたときに、それをつなぐ一つの輪として延滞税という制度が一つあるわけですが、延滞税は経済量の移動だから、国家と国民の間が、對等の立場で取られてゐるのだから、税金を取るほうの立場からいふと促進といふことばだが、そんなことを言つてゐるのではない。對等といふ立場——国家といふのは大きいですよ。しかし経済量の量からいへば、私は同じだと思つてゐる。だから、当然金をたくさん取つてあたりまえだといふ感覚でやつておるのか。それとも、それがいまは資本主義経済だから、金を納めるのがおくれたら利子がつく、さういふ意味合ひ、その觀念でおるのか、ここのところをお聞きしておる。お答えを願ひたい。

○吉國(二)政府委員 国家と申しましたが、要するにこれは總体としての國民でございませう。要するに總体としての國民の規約、これが税制であるといふことを考へてございませう。したがつて、一々の國民は總体の國民といふものとの間に、租税法によつて契約を結んでおるといふのが実態であらうかと思ひます。しかし二銭の延滞税といふのは、これは一般の經濟流通同様の遅延利息であると考えます。しかし、この總体の國民として、一般の契約と同様に民事訴訟をもつて争つてゐることはする必要があるといふ判断を下してゐる、強制執行をみずから手で行なうようにいたしてゐる。そこで強制執行の手続といたしましては、督促状をみずから発行し得る。督促状を発行して一定の期間を経過したならば、當然にそれに対する間接強制を加へ得る。一つの強制手段としての延滞税が二銭加つて四銭となるわけとてございませう。さういふ意味では、二銭と四銭と申しますが、下の二銭といふのは經濟流通的な意味であり、上の二銭はいわば強制執行の一形態としての部分であると考えられるわけとてございませう。

そういう意味で、今回の改正において、同じく強制執行の一形態である担保を徴したり、あるいは差し押えをした場合には、実はそこに二重の強制が行なわれることになりましたので、その間二重の強制部分はこれを排除いたしまして、一般の経済流通部分の二重だけを残すという改正にいたしましたわけでございます。確かに御指摘のように、従来は二重取りをしておった感じがあるわけでございます。

○永末委員 いまの国税庁長官の御答弁によりますと、一月たったあとの二重、これは要するに国家権力が強制して、その強制の内容は、早く支払うべしという強制力を象徴している、こういうお話でございます。

ちょっと観点をかえまして、今度は国民のほうがたくさん金を払った場合に、還付加算金といふことでこれは返してもらえぬわけですね。この還付金の性質は何ですか。

○吉國(二)政府委員 これは、いまの延滞税の逆の關係になるかと思ひます。

○永末委員 還付金の場合と延滞税の場合とは、もし同じであるならば全く同様な取り扱いを私は受けるべきではないか、このように思ひますが、あなたはそうに思ひますか。

○細見政府委員 性格は同じだと思ひますが、そこに事務的な問題とかについて、若干の起算点等の差異は出てまいりますが、性格は同じものになるかと思ひます。

○永末委員 私が伺ひたいのは、還付金と延滞税との性質が同じだというのは、国家と国民との關係が、いまのところ、債権、債務者といふことばを使うならば、それになるわけですね。しかし、事の性質は同じだということなら、起算点の考え方、これもまた一様に扱うべきではないか。国、税務当局側の事務都合上、ある場合にはかけ、ある場合にはかけないというようにことが許されるのでしょいか。このような關係はどうでしよいか。

○細見政府委員 極端な事例を考えますと、たとえば非常に多額の、実際の納税額よりかなり大

きな額をばんと申告して、そうしてそれを、ある段階になって、多過ぎたといふことで、その全期間にわたって加算金をつけるというふうなことが、これにつきましては、やはりいまお話がありましたように、権利の上に眠るといひますか、不當利得といひますか、というわけで、さかのぼってそういう利益を主張するといふのは、いかにものかという観点が入り、また一方では、行政事務の一定の猶予期間といふものを置いたといふことだけで、バランスをとつておる制度だと思ひます。

○永末委員 いまのは還付金の話だと思ひますが、延滞税の場合は、原則として税務署のほうの判断、すなわち国家のほうの判断で、おまえの申告は間違つておるのだといふことで、更正決定が行なわれるならば、税金は払うべき期限にさかのぼって、全部原則として延滞税を取る、こういうたてまえになっておる。それは言ひ方はおかしいかもしれませんが、何か先ほどの話では、利子的なものだと、こういうことでありましたが、何か懲罰的な意味が加わつておるやうな気がする。納税者のほうは、おれの申告は正しいのだ、こういう観点から申告をした。あとあとそれが更正決定になる、その場合に、すべてさかのぼって、原則として一部に違ひ制度がございまして、それと

した場合、これもあとで聞きます。ところが還付加算金の場合には、今回の改正におきまして、三カ月という期間は返さないのだと、こういうことになっておるんですね。なぜそういうことを事務上考へなければならぬのか。なぜそれを、延滞税の中と、すらすらとあなたが、国家が国民から取るやうというのなら、国民に返さないのか。それを聞きたい。お答え願ひたい。

○細見政府委員 先ほど来たびたび申し上げておりますように、還付の請求と申しますか、更正の請求がありましたときに、それが、実体がそのとおりであるかどうかという調査の期間その他を考へまして、三カ月というのを一応予定したわけでございます。

○永末委員 これは、三カ月もあれば事務はちゃんとできるというならば、国家のほうの事務上の都合ですわね。そうであるならば、国民のほうから言わせましたら、おれらだつて何も、もっと早く自分の申告が間違つておることを発見し、それとさかからさかのぼって支払わぬでよかつたといふことになるわね。国の都合で、更正決定して請求する期限が延びてきた場合には、平気でさかのぼつてばかつた延滞金を取る。ですから、なぜ国民に金を返す場合に三カ月見なければならぬのか、その辺が私はわからぬ。わかるように説明してください。

○早田説明員 今度の還付加算金の改正におきまして、現在は還付加算金はお返し——おつけいたしますときには、すべて納付の日からおつけいたすわけでございます。今回の改正で、たとえば国が更正をした、その更正が間違つていたので、後ほど再度減額の更正をした。これは五十八条の一項の一号のイでございまして、国の責任において更正し、その更正を取り消したといふやうなものにつきましては、これは何ら従前と変わらぬで、納付の日からすべて還付加算金をつけておるわけでございます。今回、ただいまお話ございました三カ月云々の点は、更正の請求等でございますが、これは御本人のほうが大に申告されて、後ほどそれをお返しすることになったといふことでございます。これを非常にかた苦しく申しますと、この還付金と申しますのは、民法で申しますと、不当利得の返還でございます。国といたしましては、国が更正したのではございませんで、納税者のほうの計算間違い等によって過大に申告をされた分をお返しするわけで、この不当利得をすみやかに返還すべきことは、返すべき還付金は通則法の五十六条で「遅滞なく、金銭で還付しなければならぬ」といふことになつておる。かつ民法で申しますと、善意の不当利得の返還金については利息をつけるべきではない、現に利益を得ている限度で返還すればよろしいといふやうな規定も

ありましたので、それらを勘案いたしたわけでございます。特に基本的にそういうふうな改正にいたしましたのは、従前は更正の請求が、納税者として、所得税、法人税の場合には二カ月、その他の場合には一カ月と非常に短期に制限されておりましたが、今回の改正でこれを一年といふことで、非常に長い期間にいたしました。相当期間がたつてから納税者のほうの計算間違いによる還付の請求が出てくるということもあると思ひます。今回のように改正いたしましたわけでございます。

○永末委員 それはあなた、民法を持ち出したら、そしたら逆に今度は国のほうで更正決定した場合にも——何も納税者は初めから少なくするつもりでない。大体更正申告している者は、あるいは更正決定の対象になるやうな納税者はみな犯罪があつて、ケモノヘン何かわからぬけれども、故意があつてやつておるのだといふことになる、みな二重つけるわけですね。そうでなく一生懸命やつておるけれども、いまの税法で自分の力で申告する者はたいへんなんです。わかりやしません。何が所得控除やら何が税額控除やら、二十幾種類もある税額控除の中で、自分の所得は何に該当するか、国民が全部判断できると思つたら大間違ひ。優秀な大蔵省の皆さんが知恵をしぼつて公平だといつてつくつた税制でしよ。国民にはわからぬですよ。納税者、国民、主権者は一生懸命頭をひねつてやつておる。ところが、あとで調べて間違いがあつたといふことであります。これは善意ですよ。国が得している。それなら似たやうなことで、同じなら三カ月までやりましょ、こういうのがほんとうじゃないですか。どうですか。

○細見政府委員 一方では非常に正確に申告して納めておられる方もありますし、一方では源泉で給与所得者のように徴収されている人もありますから、その辺のバランスをとるといふ意味で、少なくとも、更正されたとはいへ、その間に経済的に税額の少ないことによつた経済的な利得といふものはあつたわけですから、その辺はバランスが

とれているのではないかと思います。

○永末委員 問題を整理すると、二点あるわけですね。はっておいたら二銭ですとくるわけですよ。もし二銭というものが、税金を払わないで延滞をやつて、どっかで金をもうけてやっているから得たというところにあるなら、二銭に問題点がある。もう一つは、還付の場合に、なぜ事務上というところで三カ月の返さない期間をつけるのか。民法を持ち出したけれども、私は、延滞税をつけるのなら還付金も全部返すべきだ、事務上とは次元の違う話だと思ふ。この二点、もう一ぺん答えてください。

○細見政府委員 従来の二銭の、いわば罰金的なものにつきましては、従来は督促状を出しまして、そうして、あなたは納税に遅れておりますよ、場合によつては差し押えをいたしますよといつて、督促状を出すことを契機にしまして二銭加わるといふことになっておつたわけでありまして、新しい現行の制度は一月月というので、大体の納税者につきましては、納期がかりにおくれた納税であつても、ほとんどの納税者は一月月たつと納税が終わつておるといふような実情をも踏まえて、やはり一月月でおさい人でも納まつておるのに、一月月以上たつ人については四銭というやうなことにしておいて、少なくとも一月月で収入は確保できるようにしたいというのが二銭の問題であります。

それから、還付加算金の問題につきましては、先ほど三課長が民法を引用して申し上げましたように、国は、いわばそういう過大な申告がなされておることについては、何らそういうことについて関知してなかつた状態でございまして、それが多かつたんだといわれて、それが確かに多かつたんならそこで返すべきでありまして、その不当利得はまさに返還すべきであります、それに加算金をつけるかどうかというこの始期としては、それがほんとうに過大な申告であつた、實際を上回る申告であつたかどうかというところについて、そういう調査をして確定する期間というのは、物

理的にある程度いえるのではなからうか。その場合、繰り返し申し上げますが、実際の所得よりも多い所得を出してくれというところは国としては要請をしておらなかつた。片一方のほうでは、納税者として当然に正しい税額を申告してもらふべきがたてまえだ、その違いがあるのではないかと思います。

○永末委員 主税局長、あなたの議論を聞いておると、過大な税金を納めているやつはばかだといふことになりすよ。私が言つてゐるのは、もし、ばかだという、そういうことが当たるとするならば、国民は賢いけれどもいまの税制を消化することができないというやうな現実じゃないか。今度また三月の十五日が来ますので、一ぺんまた御一緒にどこかの税務署へ行きたいと思ひますが、こんな例がたぐさんあるのは皆さん御存じでしょう。だーんと帳面持つてきて、何とかしてくれ、自分はよう書かぬという、これが国民の実態じゃないですか。書けやしませんよ。だから、ばかじゃないのだ。一生懸命まじめにやつてゐるけれども申告し過ぎるわけだ。それなら気の毒だ。国家はたぐさん金を使い過ぎましたからといつて、民法みたいな変なことを言わぬで——民法というものは国民のまじめで善意なものを保護する規定だ。国家のやうな八兆円というやうな金を使うのを保護する規定じゃないのだ。ぼくはそういう意味で、そうしたら延滞税の場合でも、なるほど国家というものは間違つてたぐさん金を納めた場合にはちゃんと利子もつけて返してくれ、延滞税もあたりまえ、こういう感覚になりますね。ところが、こつちは事務上の都合だといつて三カ月値切つて何ぼ得するのですか。税法の基本的な立て方、そこに問題がある。だから、この辺のところはあなたが自説をひるがえさぬのなら、一ぺん藤井さん、ほんとうに基本的な問題だから……三カ月でそれは期限を切る必要もないし、別の場合にまた一カ月——どっちがどつちかわかりませんが、一九七〇年代の新しい税制だといふことになるなら、この辺の感覚をやはり改め

る。それから突き進んでは、国税犯則取締法のモノヘンをやめる。そうして、税金のものと税法は確かにこれは権力の機構の中の問題だけれども、そのあとのものは国家と国民——国民は主権者ですからね。だから申告課税になつたと思うのですが、その関係は平等の経済上の扱いだとして扱つていく。こうするともっと合理的になりますよ。税務署というものが変な権力の殿堂みたいと思われぬ、そういう感覚になる。一九七〇年代で一番必要なことは、税務署が国民の一番親しみやすいところになる。吉國さん、その辺が一番問題点になる。その一番の問題点がここにはあるといふことを御指摘申し上げまして、だいぶ、五時近いですからあととはまた……。終わります。

○毛利委員 次回は、来たる二十七日金曜日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十分散会

昭和四十五年三月二日印刷

昭和四十五年三月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局